

# **大和村過疎地域持続的発展計画書**

**令和8年度～令和12年度**

**鹿児島県  
大和村**

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 大和村の概況	1
① 自然的条件	
② 歴史的条件	
③ 社会的条件	
④ 経済的諸条件	
⑤ 過疎の状況	
⑥ 地域の経済的な立地性	
⑦ 社会経済的発展の方向	
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 大和村の行財政の状況	5
① 行政	
② 財政	
③ 施設整備水準等の現況と動向	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
① 農林水産業の振興	
② 商工業の振興	
③ 観光の振興	
④ 交通基盤の整備	
⑤ 生活環境の整備	
⑥ 高齢者の福祉、その他の福祉の増進	
⑦ 医療の確保	
⑧ 教育の振興	
⑨ 地域文化の振興等	
⑩ 集落の整備	
⑪ 土地利用計画	
⑫ 地域間交流促進及び住民参加による地域づくり	
⑬ 地域再生計画による地域の活性化	
⑭ 住民意向の把握	
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	15
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15

( 7 ) 計画期間	15
( 8 ) 公共施設等総合管理計画との整合	15
2. 移住・定住・地域間交流の促進・人材育成	17
( 1 ) 現況と問題点	17
① 定住促進	
② 地域間交流の促進	
( 2 ) その対策	17
① 定住促進	
② 移住定住	
③ 地域間交流の促進	
( 3 ) 計画	19
( 4 ) 公共施設等総合管理計画との整合	22
3. 産業の振興	23
( 1 ) 現況と問題点	23
① 農林水産業の振興	
② 商工業の振興	
③ 地場産業の振興	
④ 観光の振興	
( 2 ) その対策	25
① 農林水産業の振興	
② 商工業の振興	
③ 地場産業の振興	
④ 観光の振興	
( 3 ) 計画	27
( 4 ) 産業振興促進事項	35
( 5 ) 公共施設等総合管理計画との整合	35

4. 地域における情報化	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	38
(1) 現況と問題点	38
① 道路の現況	
② 交通確保対策	
(2) その対策	38
① 道路の整備	
② 交通確保対策	
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
6. 生活環境の整備	41
(1) 現況と問題点	41
① 水道	
② 下水道	
③ し尿、ごみ処理施設	
④ 消防、防災	
⑤ 住宅の整備	
⑥ 自然保護	
(2) その対策	42
① 水道	
② 下水道	
③ し尿、ごみ処理施設	
④ 消防、防災	
⑤ 住宅の整備	
⑥ 自然保護	

(3) 計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	44
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	45
(1) 現況と問題点	45
① 児童福祉	
② 高齢者福祉	
③ 障がい福祉	
(2) その対策	45
① 児童福祉	
② 高齢者福祉	
③ 障がい福祉	
(3) 計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	50
8. 医療の確保	51
(1) 現況と問題点	51
(2) その対策	51
(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	52
9. 教育の振興	53
(1) 現況と問題点	53
① 学校教育	
② 集会施設、体育施設等	
③ その他	
(2) その対策	54
① 学校教育	
② 集会施設、体育施設等	
③ その他	

(3) 計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	58
10. 集落の整備	59
(1) 現況と問題点	59
(2) その対策	59
(3) 計画	60
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	61
11. 地域文化の振興等	62
(1) 現況と問題点	62
(2) その対策	62
(3) 計画	63
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	63
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	64
(1) 現況と問題点	64
(2) その対策	64
(3) 計画	64
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	64
13. その他の地域の持続的発展に関し必要な事項	65
(1) 現況と問題点	65
① イベント	
② その他	

(2) その対策	66
① イベント	
② その他	
(3) 計画	67
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	68
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	69

# 大和村過疎地域持続的発展計画

## 1 基本的な事項

### (1) 大和村の概況

#### ① 自然的条件

本村は北緯 28 度 20 分、東経 29 度 20 分、大島本島の中心に位置し、東は奄美市名瀬に、南は奄美市住用町に、南西は宇検村に接し、北は洋々たる紺碧の東シナ海に面しており、変化に富んだ海岸線に 11 の集落が点在している。

宇検村境には、奄美大島最高峰の湯湾岳（694.4 m）をはじめ、四方を山々に覆われ平地は少なく、総面積 88.26 km<sup>2</sup>のうち 89 %が山林原野で占められている。

河川は 2 級河川の大和川・名音川がある。

気候は、亜熱帯海洋性で年間平均気温が 21.5 °C、月平均降水量は 240mm 程あり四季を通じて温暖多雨である。

台風常襲地帯でもあり、また、冬季の季節風による塩害等も厳しく、農作物や建築物等へ与える影響は大きい。

#### ② 歴史的条件

慶長 18 年（1613）以後は、島津藩に属し、明治維新までは大和浜間切りと称し行政を司る。

明治 8 年（1875）今里・志戸勘は宇検村に統括され、残りは大和浜方と改称する。

明治 20 年（1887）今里・志戸勘が合併され、思勝村他 10 村となった。

明治 41 年（1908）島嶼町村制が施行、大和村と改め初の官選村長が任命された。

大正 9 年（1920）6 月、町村制施行後初の村議会議員の選挙を行い、同年 8 月には村長が任命され、助役・収入役を選任し、各集落に区長を置き現在の系統だった末端までの行政機構が確立された。

昭和 16 年（1941）12 月、大東亜戦争勃発、昭和 20 年（1945）8 月終戦。

昭和 21 年（1946）2 月、奄美群島は祖国と行政が分離され、米国の軍政下に置かれる。

昭和 23 年（1948）9 月、祖国の自治法を取り入れ、住民による村長及び村議会議員を選出し、併せて一部行政機構を改め委員会制度を設ける。

昭和 28 年（1953）12 月、奄美群島に関する日米協定により郡民悲願の祖国復帰が達成される。

昭和 29 年（1954）奄美群島復興特別措置法公布（復興計画）

昭和 39 年（1964）奄美群島振興特別措置法公布（振興計画）

昭和 49 年（1974）奄美群島振興開発特別措置法公布（振興開発計画）

昭和 59 年（1984）奄美群島振興開発特別措置法公布（新・振興開発計画）

平成 元年（1989）奄美群島振興開発特別措置法公布（新・振興開発計画）

平成 6 年（1994）奄美群島振興開発特別措置法公布（新・振興開発計画）

平成 11 年（1999）奄美群島振興開発特別措置法公布（新・振興開発計画）

平成 16 年（2004）奄美群島振興開発特別措置法公布（新・振興開発計画）

平成 21 年（2009）奄美群島振興開発特別措置法公布（新・振興開発計画）

平成 26 年（2014）奄美群島振興開発特別措置法公布（新・振興開発計画）

平成 31 年（2019）奄美群島振興開発特別措置法公布（新・振興開発計画）

令和 5 年（2023）奄美群島振興開発特別措置法公布（新・振興開発計画）

戦後の歴史的経緯、地理的、自然的に厳しい条件による本土との諸格差を是正する目的で大和村の各種事業は、奄美群島復興事業、奄美群島振興事業、奄美群島振興開発事業等により、公共的施設の整備・村民福祉の向上・教育文化の向上並びに産業の振興など、国の特別な支援に基づき、これまで 69 年間にわたり実施されてきた。

### ③ 社会的条件

本村の国勢調査による人口は、大正 14 年の 6,441 人が最も多く、昭和 15 年は 5,556 人であったが、その後減少傾向が続いた。（昭和 22 年の 8,056 人は戦後復員引き上げやベビーブーム、米軍政府による島外転出禁止等により一時的に増となった。）

昭和 28 年の日本復帰以後は、再び人口流失が始まる。日本経済の高度成長により労働力が都会に集中し、過疎化に拍車がかかり、昭和 30 年国調 5,528 人が、昭和 40 年国調 4,125 人、昭和 50 年国調 2,733 人へと急激な人口減少となった。

平成 2 年国調 2,251 人で減少率は緩やかではあるが、更に減少傾向が続き平成 7 年国調 2,092 人となった。

しかし、平成 6 年度に制定された大和村定住促進条例の施行に伴う効果により、平成 12 年国調では 2,104 人とほぼ横ばい状態となつたが、平成 17 年国調では 2,013 人、平成 22 年国調では 1,765 人、平成 27 年度国調では 1,530 人、令和 2 年度国調では 1,364 人となり、また減少へと転じている。

人口減少対策が本村にとって喫緊の課題となっている。

年齢別人口構成は、若年層の減少に伴い、高齢化率が年々上昇している現状であり、全国的に問題になっている少子化対策や高齢者福祉対策を図る必要がある。

### ④ 経済的諸条件

昭和 30 年頃から第一次産業の人口は減少し、第二次・第三次産業の人口は増加している。

昭和 60 年国調の産業別就業者数は、第一次産業 159 人（14.8 %）、第二次産業 562 人（52.3 %）、第三次産業 353 人（32.9 %）であったが、平成 17 年国調では、第一次産業 105 人（13.0 %）、第二次産業 242 人（30.1 %）、第三次産業 458 人（56.9 %）と、平成 22 年国調では第一次産業 69 人（11.2 %）、第二次産業 127 人（20.6 %）、第三次産業 422 人（68.3 %）と、平成 27 年国調では第一次産業 57 人（9.9 %）、第二次産業 114 人（19.9 %）、第三次産業 403 人（70.2 %）、令和 2 年国調では第一次産業 78 人（12.3 %）、第二次産業 119 人（18.8 %）、第三次産業 436 人（68.9 %）となり、昭和 60 年国調と比較すると第一次産業と第二次産業の就業者割合が減少し、第三次産業の就業者割合が大幅に増加している。これは農林水産業の従事者が減少し、また製造業の大島紬の低迷が続いているのが要因である。

第一次産業については、生産基盤は充実してきたが、今後は、新規就農者や担い手の確保・育成、経営管理能力の向上や流通対策など所得向上を図るためのソフト面での対策が課題

である。

第二次産業については、大島紬の生産拡大の見通しについて不透明であり、若者に魅力ある職場の確保、企業誘致等を更に推進する必要がある。

#### ⑤ 過疎の状況

国勢調査における本村の 65 歳以上人口と、15 歳～ 30 歳未満人口の割合は以下のとおりとなっており、若年層は平成 27 年国調から維持しているものの、高齢者の増加は進んでいる。

昭和 60 年国調の 65 歳以上は 21.0 %、15 歳～ 30 歳未満は 13.9 %

平成 7 年国調の 65 歳以上は 26.3 %、15 歳～ 30 歳未満は 11.1 %

平成 12 年国調の 65 歳以上は 29.3 %、15 歳～ 30 歳未満は 11.8 %

平成 17 年国調の 65 歳以上は 32.8 %、15 歳～ 30 歳未満は 10.6 %

平成 22 年国調の 65 歳以上は 36.3 %、15 歳～ 30 歳未満は 9.7 %

平成 27 年国調の 65 歳以上は 38.9 %、15 歳～ 30 歳未満は 8.0 %

令和 2 年国調の 65 歳以上は 43.0 %、15 歳～ 30 歳未満は 8.0 %

旧過疎活性化法等に基づくこれまでの対策、現在の課題、今後の見通し等については、

1970 年 (S45) 4 月～ 1980 年 (S55) 3 月：過疎地域対策緊急措置法

1980 年 (S55) 4 月～ 1990 年 (H 2) 3 月：過疎地域振興特別措置法

1990 年 (H 4) 4 月～ 2000 年 (H12) 3 月：過疎地域活性化特別措置法

2000 年 (H12) 4 月～ 2010 年 (H22) 3 月：過疎地域自立促進特別措置法

2010 年 (H22) 4 月～ 2016 年 (H28) 3 月：過疎地域自立促進特別措置法

2016 年 (H28) 4 月～ 2021 年 (R 3) 3 月：過疎地域自立促進特別措置法

2021 年 (R3) 4 月～ 2031 年 (R13) 3 月：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

このように、50 年間の長期間、総合的な計画に基づき、地域の活性化を図るため産業基盤の整備、交通通信体系、各種公共施設の整備、集落環境整備等が行われた結果、それなりの成果は得られている。

しかしながら、本村では第一次産業の低迷、就業の場の不足による若年層の減少に伴い、少子化、高齢化率の増加等、解決すべき多くの問題が残されている。

今後は、奄美群島振興開発計画との整合性を保ちつつ、公共的施設の整備を引き続き実施するとともに、子育て支援対策、高齢者福祉対策、公共インフラ整備、地場産業の振興、企業誘致、防災対策、定住促進対策等を推進する。

#### ⑥ 地域の経済的な立地性

本村は総面積 8,826ha に対し、110ha の耕地面積がある。1 戸当たりの耕地面積は 72.8 a と零細農家が多いが、傾斜地の有効活用を行い「果樹の村づくり」を目指して、特産のスモモとタンカンの栽培を推進している。又新たな特産品の開発を推進・支援するなど農産物の付加価値化による農業所得の向上に取り組んでいる。

#### ⑦ 社会経済的発展の方向性

県の総合計画等における位置付け等に配慮した大和村の社会経済的発展の方向性は、県が令和 6 年 7 月に策定した「奄美群島振興開発計画」の目標としている「奄美群島の基礎条

件の改善や地理的及び自然的特性に応じた奄美群島の振興開発を図り、奄美群島の自立的発展、地域住民の生活の安定及び福祉向上、奄美群島への移住及び奄美群島における定住促進を図る」にそって、本村の振興開発を図り、地域住民の生活の安定及び福祉向上、移住定住の促進を図る。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による本村の人口は、昭和 35 年の 5,105 人から令和 2 年には 1,364 人となり、60 年間で 3,741 人 (73.3 %) の減少となっている。まさに人口減少対策が本村の喫緊の課題となっている。

第一次産業の比率の推移は、昭和 35 年の 60.5 %から、昭和 60 年には 14.8 %と急激に低下し、平成 27 年には 9.9 %と更に低下していたが、令和 2 年には、12.3 %と上昇している。

第二次産業の比率の推移は、昭和 35 年の 28.5 %から大島紬の増産等により、昭和 60 年には 52.3 %に上昇したが、近年は大島紬の低迷により令和 2 年は 18.8 %となっている。

第三次産業の比率の推移は、昭和 35 年の 11.0 %から昭和 60 年には 32.9 %に上昇し、更に令和 2 年は 68.9 %と上昇を続けている。職種はサービス業・公務員がほとんどである。

今後は、第一次産業・第二次産業の増加を図る施策を重点的に進める必要がある。

就業人口全体では昭和 35 年の 2,626 人に対し、令和 2 年は 633 人と減少しているが、人口減少率に比較して就業人口減少率が大きい。

人口減少率 = 73.3 %、就業人口減少率 = 75.9 %となっている。

これは若年層の減、高齢者の増によるものである。

表 1－1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年 実数	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,509	人 2,251	△17.6	人 2,013	△10.6	人 1,530	△24.0	人 1,364	△10.8
0歳～14歳	627	428	△51.4	300	△29.9	175	△41.7	141	△19.4
15歳～64歳	1,425	1,308	△6.8	1,053	△19.5	760	△27.8	636	△16.3
うち 15歳～ 29歳 (a)	366	291	△16.9	213	△26.8	123	△42.3	109	△11.4
65歳以上 (b)	457	515	14.7	660	28.2	595	△9.8	586	△1.5
(a) /総数 若年者比率	% 14.6	% 12.9	—	% 10.6	—	% 8.0	—	% 8.0	—
(b) /総数 高齢者比率	% 18.2	% 22.9	—	% 32.8	—	% 38.9	—	% 43.0	—

※ 令和 2 年国勢調査において、「年齢不詳者 1 名」があったため、年齢区分の累計は 1,363 人となる。

大和村の令和 2 年(2020 年)の総人口は 1,364 人。同年の年齢 3 区分別人口は年少人口が 141 人 (10.3 %)，生産年齢人口が 636 人 (46.6 %)，老人人口が 586 人 (43.0 %) となっている。

昭和 55 年(1980 年)以降の総人口の推移をみると、この 30 年間一貫して減少傾向にある。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和 42 年(2060 年)までの将来推計人口をみてもその傾向は続くとみられ、令和 42 年(2060 年)には 571 人となり、令和 2 年(2020 年)1,385 人からの減少率は 58.8 % と見込まれている。

表 1－1 (2) 人口の見通し

年齢階層別人口の見通し(人)										
	H27年 (2015)	R2年 (2020)	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)	R27年 (2045)	R32年 (2050)	R37年 (2055)	R42年 (2060)
総数	1,530	1,364	1,223	1,119	1,017	918	820	730	650	571
0～14歳	175	141	138	134	120	106	94	83	74	65
15～29歳	123	109	81	65	60	60	58	54	48	42
30～64歳	637	554	461	370	317	275	232	201	179	157
65歳以上	595	577	543	550	520	477	436	392	349	307

### (3) 大和村の行財政の状況

#### ① 行 政

平成 12 年(2000 年)4 月から地方分権の時代となり、住民の身近な行政はできる限り、地方公共団体の自主性及び自立性、また自己決定及び自己責任が求められているが、多様化する村民のニーズに応えるためには、限られた財源を有効に活用した行政運営に努めなければならない。

執行体制を見ると、行政経費で最も大きな比重を占める人件費について、課・局など組織再編や定員管理の適正化を進めたことなどから、平成 2 年度の 16 の課・局で正職員 103 人から令和 2 年 4 月には 11 の課・局・園・所で 67 人まで削減が進んだが、包括支援や福祉事務所の開設、世界自然遺産登録による観光業務の過多などの影響もあり、令和 7 年度当初は職員数 78 名となるほか、令和 2 年度から制度が開始された会計年度任用職員の配置と併せ、令和 5 年度から制度開始された正職員の定年引上げ制度も考慮し、今後とも適正な定員管理が求められる。

これまで進めてきた定員削減には、IT 時代を反映した電算システムの導入などによる事務改善の効果も大きい。今後は DX 化がより一層推奨されるなか、自治体標準化の運営に関し、経費も増大していくことが予測され、より効率的な運用が求められる。

また、マイナンバー制度など、国の制度改変や新しい事務の誕生など、広域的に対応しなければならない事務が発生してくると予想されるが、事務効率化だけでなく住民にとっての利便性等の検討も必要である。

村民サービスの観点では、防災行政無線も令和 7 年度までに更新・増設された。

日常の行政情報をはじめ、消防・防災・防犯等緊急時の対応、そして健康や生涯学習などの普及啓発の他に、広報誌やホームページの充実強化など村民への情報提供を積極的に進め、村民の行政への理解を深めていくことが大事である。

行政の原点は人である。村民の視点で見れば、行政執行、村民奉仕に対する職員の意識改革が求められている。行政の充実には、職員の事務改善への意欲、村民福祉向上に対す

る意識の改革が大事なのは言うまでもない。今後役場内外を問わず研修機会の充実等による、職員資質の向上や意識改革は最も大事な課題である。

## ② 財政

本村の財政状況は、約 80 %が依存財源ということで、今後も構造的な財源不足は続くものと考えられる。人件費をはじめとする歳出の削減、新規発行債の抑制、繰上償還の実施等により、悪化の一途をたどっていた各種財政指標も平成 20 年度以降上向きになってきていたが、近年の大型事業の実施による地方債残高の増加や複雑化する業務に対応するための会計年度任用職員の増員による人件費の増加等により経常収支比率等の各種財政指標が悪化している。

積立基金残高も、令和 4 年度末には 1,499 百万円あったが、令和 6 年度末には 1,220 百万円と減少している。

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布された。これは自治体の財政破綻を未然に防ぐためのもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの指標の公表が義務付けられている。それらの 4 指標のうちひとつでも基準を超えると、早期健全化団体や、財政再生団体となり、自主的改善努力による財政の健全化団体や国等の関与による確実な財政再生団体となる。本村はいずれも基準を超過している指標はないが、今後も現状のような状況が続けば基準を超過する指標が発生する可能性もある。人件費等の経常経費の削減や地方債残高の抑制など将来負担の軽減により一層努める必要がある。

今後も、行財政改革を推進し、行政事務全般における見直しを行うとともに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率をはじめとする各種財政指標の改善を図り、健全財政の確立に努める必要がある。

## ③ 施設整備水準等の現況と動向

村道の改良舗装については、その進展が見られるが、老朽化が進んでいるため今後修繕や改良を推進していく。また、農林道の整備はほぼ見通しがついたが、今後農林業の発展に伴い、補修や未舗装区間等の整備需要が増加していくことが予想される。

表1-2(1) 大和村財政の状況

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	3,044,573	3,256,465	4,033,528
一般財源	2,041,788	2,062,920	2,177,270
国庫支出金	375,272	466,696	689,349
都道府県支出金	236,621	213,770	233,880
地方債	243,500	292,500	736,716
うち過疎債	142,500	136,400	199,700
その他	147,392	220,579	196,313
歳出総額 B	2,864,025	3,131,179	3,876,726
義務的経費	1,219,668	1,031,792	1,076,153
投資的経費	773,766	898,838	1,362,458
うち普通建設事業	667,493	781,511	1,282,891
その他	870,591	1,200,549	1,438,115
過疎対策事業費	148,879	369,014	495,465
歳入歳出差引額 C (A-B)	180,548	125,286	156,802
翌年度へ繰越すべき財源 D	134,699	33,557	45,198
実質収支 C-D	45,849	91,729	111,604
財政力指数	0.08	0.07	0.09
公債費負担比率	28.0	13.7	15.5
実質公債費比率	16.4	10.0	9.6
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	88.9	85.7	90.5
将来負担比率	58.4	—	—
地方債現在高	3,994,652	3,040,793	3,105,718

(注) 1 上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値を使用する。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	1.1	11.0	23.6	54.5	56.4
舗装率 (%)	8.4	25.0	67.1	76.3	77.2
農道					
延長 (m)	—	—	—	34,034	34,212
耕地 1ha当たり農道延長 (m)	27.0	30.0	40.4	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	16,774	16,774
林野 1ha当たり林道延長 (m)	3.9	8.5	6.7	—	—
水道普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化率 (%)	1.7	15.9	20.0	26.0	63.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	2	2	2	2	2

- (注) 1 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。
- 2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。
- 改良率 = 改良済延長 / 実延長
- 舗装率 = 舗装済延長 / 実延長
- 3 上記区分のうち、平成 12 年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成 22 年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。
- 4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の 3 月 31 日現在とする。また、A から H までについては公共施設状況調査の記載要領に、I については一般廃棄物処理事業実態調査（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D + E + F + G + H + I) / J$$

A : 当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B : 当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C : 当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D : 当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E : 当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F : 当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G : 当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H : 当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I : 当該市町村の単独処理浄化槽処理人口 (※)

J : 当該市町村の住民基本台帳登載人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口  
(農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む)」を差し引いた数値。  
なお、「平成 19 年度末」とあるのは、「平成 18 年度末」とする。

## (4) 地域の持続的発展の基本方針

昭和 30 年代以降の日本経済の高度成長に伴い、第一次産業に従事しつつ雇用の機会を求めていた人々が、家族ぐるみで都市へ急速に吸収されていった。

若年層を中心とした人口流失は、少子化・高齢化をもたらし、地域社会の機能が低下したことに伴い、村民の就業機会が不足してきた。

本村は、定住促進、少子化、高齢化社会への対応、更には広域的な施策の促進等、積極的に過疎対策の展開が図られている。

人口の過度の減少を防ぐとともに、地域社会の崩壊及び市町村財政の破綻を防止する目的でスタートした過疎対策の特別措置法により、産業基盤、交通通信体系、各種公共施設、生活環境等の整備水準は向上してきた。

平成 6 年に大和村定住促進条例を制定し、奨励金の交付や住宅家賃助成金、住宅改修助成金、結婚祝金、出産祝金、育児助成金、高校生通学バス助成金、奨学金返還支援助成金等を交付し、定住促進を図った結果、急激な人口減少に一定の歯止めをかけた。

また平成 16 年に新たな大和村地域活性化定住促進条例を制定し、人口減少対策に努めている。

令和 5 年度から令和 14 年度を計画期間とする「第 6 次大和村総合振興計画」に基づき、基本目標として「安心して暮らせる健康な村づくり」「自然と共生し、安全で豊かな生活環境づくり」「地域性を活かした多彩な産業づくり」「活力と愛郷心ある人材を育む村づくり」「協働で担い合う村づくり」「健全で開かれた行財政運営が行われる村づくり」の 6 つの基本目標を掲げ、本村の将来像である「小さくとも光り輝き続ける村」の実現に向け、各施策の実施に取り組み、一人ひとりの村民が活力に溢れ、全ての世代が幸せに年齢を重ねることが出来る「幸齡（こうれい）社会」を形づくり、幸福感ある村を目指す。

少子化対策として、定住促進対策と併せて子育て世帯が安心して子育てができる環境を整備しつつ、第一次産業の活性化を図り、起業支援や企業誘致を推進し、仕事の場をつくる必要がある。

高齢化対策として、特別養護老人ホーム大和の園、老人福祉センター等の有効活用を図り、高齢者の健康増進対策に取り組みながら、介護保険制度への対応を推進していく。

地域の持続的発展を図るため、産業の振興、情報通信体系の整備、生活環境の整備、福祉の充実、医療の確保、防災対策、教育文化の振興等を積極的に進め、地域の特性を活かした魅力ある村づくりの施策を立案し、村総合振興計画や奄美群島振興開発特別措置法に基づく奄美群島振興開発計画、奄美群島成長戦略ビジョン等の自立促進の基本計画に基づき、計画的に推進する。

### ① 農林水産業の振興

#### ア. 農業

本村の基幹作物であるスモモの生産を重点的に推進するとともに、収益性の高い果樹（タンカン・津之輝・マンゴー）の生産拡大を図る。また、農業経営の複合化や多角化を進め、生産性の向上を促進するため、国・県の補助事業や村単独助成事業を積極的に展開するほか、担い手の確保や後継者の育成に努め、遊休農地の有効活用を図る。

#### イ. 林業

森林のもつ公益的機能を保ちつつ、本村の総面積の 91 %を占める森林資源の有効活用

を図り、豊富な天然林を建築用材として活かすため、天然林改良を推進するとともに、保育下刈り等を継続的に実施し、更に椎茸・タケノコ・シキミ（枝物）等の特用林産物の生産を促進する。また、近年増加しているソテツのカイガラムシにおいては、守るべきソテツを選定し、防除に努める。

国・県の事業や森林環境譲与税を活用し、集落周辺の危険木伐採に努める。

#### ウ. 水産業

豊富な好漁場であり四季を通じ、一本釣りを主体に多種多様な漁業が営まれている。

生産性の向上と流通体系の確保を図る必要がある。

また、観光客等を対象とした漁業体験（ブルーツーリズム）の取組を推進するとともに、拠点となる漁港等の再整備を実施を進め、水産業振興に努める。

### ② 商工業の振興

農林水産物等を活用し、特產品の加工品開発等を推進し 2 次産業を興す進出企業との連携を図りながら、若者に魅力ある職場を確保する必要がある。

消費者の及び地域企業支援として、機器類の更新に係る村単独事業や商品券事業を実施し、地域産業の活性化を図る。

企業が進出しやすい環境の整備に努めるともに、企業の育成と就業機会の拡大を図る必要がある。

### ③ 観光の振興

魅力的な観光資源となるよう、本村の特色ある公園施設の適正な維持管理に努める。

多様な森林資源の中に整備された奄美フォレストポリスを活用し、公園周辺に生息・生育する固有の動植物について学習の場を提供するほか、環境省奄美野生生物保護センターと連携し、希少野生動植物に関する調査研究、外来種の駆除、自然保護の普及啓発活動等に取り組む。

まほろば水と森公園を再整備し、アマミノクロウサギミュージアム Quru Guru と奄美野生生物保護センターを含め、当該公園エリア周辺を「自然の学び場」としての一体化に取り組む。

奄美大島の西側に位置する本村の地理的特色を活かし、県道 79 号線沿いをサンセットロードと位置づけ、自然環境に配慮した観光振興を図る。

奄美大島で初となる天然温泉リゾート施設であり、島内・島外と来訪者の属性を問わない集客施設である奄美温泉 大和ハナハナビーチリゾートと特別天然記念物であるアマミノクロウサギの生態展示を行うアマミノクロウサギミュージアム Quru Guru、地域と一体となって観光振興を図ることを目的に民間事業者が、主体となって組織した「大和村集落まるごと体験協議会」が密接に連携することで、観光振興による交流・関係人口の増、住民所得の向上、雇用機会の確保に努める。

世界自然遺産登録後に増加した自然体験嗜好を持つ観光客のニーズに対応し、観光満足度の向上を図るため、登録・認定エコツアーガイドの育成を推進する必要がある。

#### ④ 交通基盤の整備

##### ア. 道路整備

村道の未改良路線の改良工事を年次的に行うとともに、老朽化した道路・橋梁の修繕を行う。

農道は農業基盤整備の中で総合的な整備計画を図る。

##### イ. 廃止路線代替バス運行

平成 31 年 4 月に路線バス運行事業者が撤退したことによる路線廃止を受け実施している、廃止路線代替バスの運行については、運行委託を継続し、村民の大切な交通手段を維持確保する。

##### ウ. 移動支援コミュニティバス運行

廃止路線代替バスの運行は、通勤・通学・通院等での利用を見込んだ必要最低限の運行本数であり、そのため生じる公共交通空白時間の解消を図る。

##### エ. 情報通信網の整備

光ケーブル高速通信網及び公衆無線 LAN 設備については、村内全域で整備が完了しており、適正な維持管理に努める。

第 5 世代移動通信システム 5G の提供エリア拡大について、関係機関と連携し、取り組む。

#### ⑤ 生活環境の整備

大和ダムの維持管理を推進し、安定した給水の供給を図る。

取水不足及び台風等の影響による断滅水対策として、補助水源の確保を図る。

安心安全で安定した上水道の供給を促進するため維持管理の強化を図る。

農業集落排水事業により、西部地区に続き、中部地区が完成したことから、東部地区を年次的に整備し、快適な生活環境に改善するとともに、自然環境を守る。

廃棄物処理については、大島地区衛生組合で共同処理を行い、し尿処理は大和村衛生センターで単独処理を行う。

老朽化した防火水槽については、新設・補修等により計画的な整備を進め、今後、老朽化した消防車輌の整備を年次的に図るとともに、学校避難所を含む避難所の機能向上も図りながら、台風や集中豪雨等による災害発生を未然に防ぐため、治山・治水・砂防・河川・防潮等の事業を推進する。

定住促進住宅の建設及び老朽化した公営住宅及び空き家の改修を実施し、移住定住の促進を図る。

環境保全と調和のとれた再生エネルギー施策の具体的提案を行い、民間企業や地域住民に対して自主的な再生エネルギー導入を推進する。

奄美群島自然共生プランなどに基づく各種の施策を推進し、人と自然が共生する地域づくりを進めるとともに、世界自然遺産である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の保全・活用に努める。

## ⑥ 高齢者の福祉、その他の福祉の増進

これまで実施している、敬老年金、高齢者移動支援、在宅介護手当、高校生通学バス助成金、乳幼児等医療費助成の継続に加え、温泉施設利用助成金を実施し、福祉環境の更なる向上を図る。

また、保健・医療・福祉・教育等、関係者間の連携を強化し、健康づくりに関する知識の普及、生活習慣の改善を図る。

## ⑦ 医療の確保

べき地医療及び新しい医療器材の更新による救急医療体制の充実を図るとともに、村民の健康意識高揚、病気の早期発見、早期治療による健康管理体制の確立を図る。

## ⑧ 教育の振興

心身共に健やかに成長する児童生徒や青少年の健全育成を図るとともに生涯学習の基盤整備を行う。

### ア. 学校教育

本村の将来を担う児童生徒の育成を図るため、道徳教育、健康教育など、心・体力・気力づくりの推進、また、教職員の指導力の向上を図る。

老朽化した校舎等については長寿命化計画に基づき、修繕・改修等を行い、教育環境の向上を図る。また、GIGAスクール構想により整備した、児童生徒への一人1台のタブレット等については効果的な活用を図る。

### イ. 集会施設、体育施設等

危険な屋内運動場等においても長寿命化計画に基づき、修繕・改修等を行い、教育環境の向上を図る。

### ウ. その他

アマミノクロウサギミュージアム Quru Guruにおいて、クロウサギを中心とした奄美の自然が置かれている現状、そしてその保護に関する課題、自然と関わり、保護していくかを学ぶ場を提供し、その理解を深めてもらう。

クロウサギの学術的調査・研究等に関し、高等教育機関等と共に「知の集積」を図り、地域産業に活用する他、得られた研究成果を地域の将来を担う児童生徒へ継承する。

## ⑨ 地域文化の振興等

文化財の保存を推進する他、貴重な文化財の発掘に努める。

また、本村にある伝統芸能や伝統行事を継承する団体の支援に努める。

## ⑩ 集落の整備

集落民がその地域に誇りを持ち、快適に生活できる環境づくりに努めるとともに、集落機能の活性化を図る必要がある。空き家改修や定住促進住宅の整備を推進する。

## ⑪ 土地利用計画

ア. 農用地は、食料・農業・農村基本法の理念に基づき、食料自給率の向上を図るとともに、中山間地域の農業・農村の持つ多面的機能として、国土の保全、水源かん養、自然環境の

保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、国民にとって大切な農地を守る。

収益性の高い農産物の生産拡大により、農家の生活水準の向上を図るために、農業基盤整備の推進、遊休農用地等の活用を地域計画に沿って、適正な利用促進に努める。

イ. 森林は、木材生産機能だけではなく、村土の保全、水源かん養、自然環境の保全等、公益的機能をもっている。これらの機能を総合的に発揮できる森林育成を図る。

ウ. 原野は、自然環境との調和を図りつつ有効活用を促進する。

エ. 水面・河川・水路は、自然環境の保全に充分配慮しつつ、生活用水、農業用水の確保を図るために、洪水調節・流水の正常な機能を維持する施設整備・更新を推進する。

オ. 一般道路は、村民が快適な生活を営み、また、産業道路としての機能を図るために整備を推進する。

農林道は農林水産物の生産性向上及び農地・森林の適正な管理を図るために、自然環境の保全に充分配慮した整備を推進する。

カ. 宅地は、ゆとりと潤いのある居住環境の確保と定住促進を図るために、自然環境の保全に充分配慮した整備を推進する。

キ. 工場用地は、本村産業の振興及び就業機会の拡大が図られる企業の誘致を推進し、自然環境、生活環境との調和を行い計画的に用地の確保を図る。

ク. 文教施設、公園、緑地、厚生福祉施設等、公用・公共用施設用地は既存施設との調和を考慮するとともに、自然環境の保全に充分配慮しながら、必要な用地確保に努める。

#### ⑫ 地域間交流促進及び住民参加による地域づくり

自然環境や地域文化等への国内の関心が高まる中、その価値観の変化に対応するため、都市部との交流・関係人口の創出による地域づくりを推進してきた。

豊富な森林資源を活用し、自然体験学習施設として整備した「奄美フォレストポリス（森林公園）」や奄美の貴重な動植物の調査研究、普及啓発を行う環境省の施設である奄美野生生物保護センターに隣接し、特別天然記念物アマミノクロウサギの傷病個体の治療・リハビリを行い野生復帰を目指すとともに自然環境を学ぶ施設でもあるアマミノクロウサギミュージアム Quru Guru、保護センターと Quru Guru を繋ぎ、奄美固有の植物が観察できる「まほろば水と森公園」を活用するなど、奄美の自然を通じ都市との交流を行い、人と自然が共生できる地域社会を推進する。

また、地域の貴重な人材を村づくりに活かしていくため、審議会や協議会等、各種行政計画を策定する際に、住民参加を一層積極的に推進するとともに、多様な主体の参加による、村民ボランティア・N P O等に参加しやすい環境づくりに取り組む。

#### ⑬ 地域再生計画による地域の活性化

本村が有する様々な資源や独自の魅力を知恵と工夫により有効活用し、新規就農・異業種参入等を促し、産業分野の裾野を広げ、地域雇用の創出や地域経済の活性化を図る必要がある。

#### ⑭ 住民意向の把握

村総合振興計画へのアンケート調査やパブリックコメントの実施、また、定期的な行政報告会の開催により、村民ニーズの的確な把握に努める必要がある。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

大和村の特徴を生かした、持続的な地域社会を創生するため、令和 5 年度から令和 14 年度を計画期間とする「第 6 次大和村総合振興計画」に基づき、基本目標として「安心して暮らせる健康な村づくり」「自然と共生し、安全で豊かな生活環境づくり」「地域性を活かした多彩な産業づくり」「活力と愛郷心ある人材を育む村づくり」「協働で担い合う村づくり」「健全で開かれた行財政運営が行われる村づくり」の 6 つの基本目標を掲げ、本村の将来像である「小さくとも光り輝き続ける村」の実現に向け、各施策の実施に取り組み、一人ひとりの村民が活力に溢れ、全ての世代が幸せに年齢を重ねることが出来る「幸齡（こうれい）社会」を形づくり、幸福感ある村を目指す。

国立社会保障・人口問題研究所の推計による将来推計人口は、令和 42 年（2060 年）には 571 人となり、令和 2 年（2020 年）1,364 人からの減少率は 58.1 % と見込まれている。大和村においては、「大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の様々な施策により、令和 42 年（2060 年）の将来目標人口を 1,100 人と設定し、令和 12 年度（2030 年）においては 1,331 人（住基人口）の基本目標に向け取り組んでいく。

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

「大和村総合戦略懇話会」と「大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」においては、効果を測定・検証し、事業の改善につなげる P D C A サイクルを実践することから、本計画の検証も行われるものである。

## (7) 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

本村は他の市町村同様、経済発展に伴い、1960 年代（昭和 35 年）以降に多くの建物系公共施設及びインフラ施設の建設を、建物系公共施設の約 33 % が既に築 30 年以上を経過し、老朽化が進んでいる状況にある。

こうした公共施設は、大規模改修や建て替えを行わなければ、老朽化が進行し、安全に使用できなくなる可能性がある。しかし、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等によって、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測され、所有している全ての施設を維持・更新することは困難な状況にある。

本村において、これらの課題への対策が重要であると考え、「大和村公共施設等総合管理計画」及び、公共施設総合管理計画の下位計画である「大和村公共施設等個別施設計画」を策定し、公共施設の基本的な管理の方針を下記のとおり定め、施設の重要度及び健全度に応じて優先的に整備する施設等の判断を行うなど、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することで効果的な公共施設の管理運営を行い、本村の持続的発展に繋げていくものである。

- 建物系公共施設の更新費用を今後 40 年間で約 35 %削減することを目標とする。
- 施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- 用途が重複している施設、利用頻度が低く老朽化が進んでいる施設に関しては積極的に除却を進める。
- 新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行う。

大和村過疎地域持続的発展計画では、「大和村公共施設等総合管理計画」及び「大和村公共施設等個別施設計画」との整合を図りながら、関連する公共施設等の計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適正に実施する。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進・人材育成

### (1) 現況と問題点

昭和 28 年の日本復帰以後は、日本経済の高度成長による労働力が都会に集中し、過疎化に拍車がかかり、昭和 30 年国調 5,528 人が、昭和 50 年国調 2,733 人へと急激な人口減少となつた。その後さらに減少傾向が続き令和 2 年国調 1,364 人となった。

しかし、平成 6 年度に制定された大和村定住促進条例の施行に伴う効果により、平成 12 年国調では 2,104 人とほぼ横ばい状態となつたが、平成 27 年度国調では 1,530 人となり、再び減少へと転じている。人口減少対策が本村にとって喫緊の課題となっている。本村では第一次産業の低迷、就業の場の不足による若年層の減少に伴い、少子化、高齢化率の増加等、解決すべき多くの問題が残されている。

奄美群島・奄美大島では、地元 12 市町村が策定する奄美群島成長戦略ビジョン 2033 において、「農業」、「観光／交流」、「情報」の 3 分野を産業振興の重点 3 分野とし、3 つの柱「つなぐ宝・稼ぐ力・支える基盤」を基軸として、自然と文化を守り受け継ぐとともに仕事の創出に重点を置いた産業振興の展開を図っている。

#### ① 定住促進

平成 6 年度に定住促進条例が制定され、その効果により、10 年間に 268 件、504 人が本村に転入している。

更に、平成 16 年度に制定された地域活性化定住促進条例に基づき、各種定住施策を推進しているが、人口の減少が続いている状況である。

U I ターンを促進するために必須となる居住可能な住居が不足しており、定住促進における課題となっている。

#### ② 地域間交流の促進

神奈川県大和市での物産展に参加し、特産品の PR を実施しているが、他地域との定期的な交流事業は実施されていない状況である。

### (2) その対策

大和村の特徴を生かした、持続的な地域社会を創生するため「大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な分野で展開する本村の政策を人口減少社会への重点的対応の観点から施策の「選択と集中」による具体的な事業に取り組み、4 つの基本目標である「①大和村の特徴を生かした働きがいのある就業の場を作る」「②大和村の魅力を発揮し、新しいひとの流れを作る」「③若い世代が安心して結婚・出産・子育てを楽しめる環境を作る」「④全ての住民が『主人公』となり、やりがい・生きがいを感じる地域を作る」に取り組んで来た。その評価を踏まえ、「第 3 期大和村総合戦略」においても、継続性を持って取り組んでいく。

国立社会保障・人口問題研究所の推計による将来推計人口は、令和 42 年(2060 年)には 571 人となり、令和 2 年(2020 年)1,364 人からの減少率は 58.1 % と見込まれている。大和村においては、「大和村まち・ひと・しごと総合戦略」の様々な施策により、令和 42 年(2060 年)の

将来目標人口を 1,100 人と設定し、令和 7 年度（2025 年）においては 1,331 名（住基人口）の基本目標に向け取り組んでいく。

### ① 定住促進

少子化対策、若者定住対策を推進するため、各種子育て支援施策や新築住宅助成金・親子留学助成金・結婚応援助成金・奨学金返還助成金を今後も実施し、定住の促進を図る。

### ② 移住定住

単身者向け・世帯向けの定住促進住宅の整備や空き家改修、村主体が実施主体となった PFI 方式による民間賃貸住宅の誘致整備を推進する他、民間主体による民間賃貸住宅整備を促進し、移住定住の促進に資する住居の確保を図るとともに移住希望者へ向け、本村の居住地としての魅力の効果的な情報発信に努める。

情報発信については、奄美群島広域事務組合との連携による首都圏域での移住相談会等に参加も含め、効果的な発信を図る。

また、大和村振興基金奨学金利用者を対象として、奨学金返還助成制度を実施することで、出身者の U ターン移住促進を図る他、既存中長期滞在型住宅（移住お試し住宅）の利用を促進するとともに新たな中長期滞在型住宅を整備し、地域における住生活環境のイメージを具体的に体感することによる移住訴求力の向上を図る。

「交流人口 → 関係人口 → 定住人口」への良好な流れを構築するためには、観光等で訪れる交流人口から関係人口へ如何にその転換を図るかが、肝要であることから、高等教育機関等の調査研究フィールドワークに受入れや学生だけでなく、社会人までも含めた農業・漁業等の体験ツアーの実施に努める。

### ③ 地域間交流の促進

平成 16 年に解散した「大和サミット」後においても、物産展等での特産品 PR などの交流がある神奈川県大和市との交流を継続し、全国うまいもん市への参加や、タンカンまつり等を開催し、情報発信や自治体間交流を図っている。

令和 7 年度から奄美群島出身者が多く在住する兵庫県尼崎市と奄美群島 12 市町村による交流連携事業である「AMA フレンドシップ事業」が開始されたことにより、児童生徒交流等を中心とした人的交流、物産展等の開催による物的交流の促進を図る。

安心して結婚・出産・子育てを楽しめる村、各種定住施策情報を発信し、新たな生活様式（テレワーク、ワーケーション、ワーキングスペース等）へ対応した支援策を検討し、対策を講じ、移住・定住・地域間交流、人材育成の促進を図る。

目標指標	基準値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
中長期型滞在住宅の活用	39 泊 (年平均)	160 泊	総合振興計画記載数値
民間賃貸住宅整備助成件数	0 件	5 件	総合振興計画記載数値
空き家サブリース登録件数	1 件	20 件	総合振興計画記載数値
結婚応援助成件数	1.3 件 (年平均)	3 件	年平均助成件数

### (3) 計画

#### 事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
1 移住・定住 ・地域間交流 の促進、人材 育成	(1)移住・定住	中長期滞在型住宅整備事業	村	
	(4)過疎地域持 続的発展特別 事業 移住・定住	<p>移住定住促進事業</p> <p>(事業内容) 移住定住フェア等への出展による相談会等の実施。</p> <p>(必要性) 移住定住の促進を図るために、首都圏域で開催される移住定住フェア等の相談会に出展し、効果的な情報発信及びきめ細やかな相談対応を行い、移住訴求力の向上を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 効果的な情報発信やきめ細やかな相談対応が行われることで、「安心できる移住候補地」として、その訴求力の向上が図られることは、定住人口の増加に繋がり、この効果は将来にわたるものである。</p>	村	
		<p>親子留学助成事業 (助成金)</p> <p>(事業内容) 今里小学校区に親子で移住した家庭の児童・生徒に対し、</p>	村	

	<p>1名当たり5万円を助成する。</p> <p>(必要性) 今里小学校の児童数減少を要因とした学校の存続の懸念を解消する必要がある。</p> <p>(事業効果) 事業により今里小学校の児童数の確保が図られ、学校存続の懸念が解消されつつあり、この効果は将来にわたるものである。</p>		
民間賃貸住宅整備助成事業 (助成金)	<p>(事業内容) 村内に1戸当たり30平方メートル以上の賃貸用住宅を2戸以上整備する者を対象に1戸当たり50万円を助成する。</p> <p>(必要性) 民間主導による賃貸物件の整備を促進することにより、移住希望者が居住可能な住宅の量的確保を図り、少子高齢化・人口減少に歯止めを掛ける必要がある。</p> <p>(事業効果) 事業により、移住希望者へ提供可能な住居が量的に確保され、効果的な移住定住促進施策が展開が可能となることによる持続可能な地域社会形成への効果は、将来にわたるものである。</p>	村	
結婚応援助成事業 (助成金)	<p>(事業内容) 婚姻届の提出から3ヶ月以内で夫婦共に村内に定住する者を対象に1件当たり10万円を助成する。</p> <p>(必要性) 結婚を促進し、結婚→出産→子育ての良好な流れを構築し、少子高齢化・人口減少に歯止めを掛ける必要がある。</p> <p>(事業効果) 事業により、若年世代の結婚が促進され、その後の出産機会の創出に繋がり、人口構成比率における乳幼児人口の割合が増加しつつあり、この効果は将来にわたるものである。</p>	村	
奨学金助成事業		村	

	<p><b>(助成金)</b></p> <p>(事業内容) 大和村奨学金等の貸付を受けている者で、返還期間に村内に居住かつ住所を有した者を対象に返還実績額と同額を助成する。</p> <p>(必要性) 少子高齢化・人口減少対策として、人口構成における生産年齢世代の拡充を図るとともに地域産業の担い手の確保を併せて図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 高等教育機関等で学んだ出身者が、そこで習得した知識・技術を地元に還元する流れを構築し、生産年齢世代の人材確保・地域産業力の底上げが図られる効果は、将来にわたるものである。</p>	
地域間交流	<p><b>他自治体交流事業</b></p> <p>(事業内容) 大都市圏域での物産展等へのイベント参加や児童生徒の交流を中心とした人的・物的な自治体間交流の実施。</p> <p>(必要性) 大都市圏域でのイベントや物産展等へ出展することで得られる本村のPR機会が創出は、観光交流人口の増加が期待されることや将来的な関係人口の創出が期待される児童生徒を中心とした人的交流を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 観光交流人口の増加や新たな関係人口の創出は、地域経済及び集落の活性化が図られる効果は将来にわたるものである。</p>	村
	<p><b>関係人口創出事業</b></p> <p>(事業内容) 高等教育機関等のフィールドワーク及び社会人を対象の中心とした農泊ツアー等の実施。</p> <p>(必要性) 新たな関係人口の創出を図るため、その実現を図るため、具体的なターゲット層を見据えた高等教育機関等のフィールドワーク及び社会人を対象とした農泊ツアー等を実施する必要があ</p>	村

	<p>る。</p> <p>(事業効果) 本事業のターゲット層には、潜在的な移住希望者も含まれることが、想定される。</p> <p>このターゲット層との「関係人口」を構築することは、将来的な「定住人口」へと繋がる可能性があり、地域活性化が図られる効果は、将来にわたるものである。</p>	
--	--	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

移住・定住・地域間交流の促進・人材育成にかかる公共施設等の整備・維持管理については、「大和村公共施設等総合管理計画」における基本方針との整合性を図りながら、村内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

本村の産業別就業者数は、令和2年国調において第一次産業 78人（12.3%）、第二次産業 119人（18.8%）、第三次産業 436人（68.9%）で第一次産業の占める割合が低い状況にある。

令和4年の所得推計においては、第一次産業 164百万円（4.1%）、第二次産業 722百万円（18.1%）、第三次産業 3,056百万円（76.6%）で第一次産業の所得（総生産）は極めて少なく、不安定な産業構造となっている。

近年は若年層の人口流失で就業人口の高齢化が進行し、第一次産業の後継者不足は深刻な問題である。

奄美群島・奄美大島では、地元12市町村が策定する奄美群島成長戦略ビジョン2033において、「農業」、「観光／交流」、「情報」の3分野を産業振興の重点3分野とし、3つの柱「つなぐ宝・稼ぐ力・支える基盤」を基軸として、自然と文化を守り受け継ぐとともに仕事の創出に重点を置いた産業振興の展開を図っている。

##### ① 農林水産業の振興

###### ア. 農業

本村の農業は耕地面積が少ないため、収益性の高い作物として、スモモを主体とした果樹栽培を推進してきたが、基幹作物であるスモモの生産量は、台風や異常気象（暖冬）等の影響により、平成21年120t、平成22年100t、平成23年50t、平成24年53t、平成25年26t、その後平成30年65t、令和元年16t、令和2年3t、令和7年24tと不安定な生産状況を繰り返しているが、生産安定に向けて、栽培講習会の実施や村単独助成事業による生産意欲の向上を図っている。また、生産者が消費者に対し安心・安全なスモモを提供するため「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」を平成27年5月に取得し、更なる生産安定化に向けて取り組んでいる。

スモモに次ぐタンカンの生産拡大を図りながら近年では、パッションフルーツ、マンゴー、津之輝の栽培も推奨し栽培技術の向上により、流通体制の確立等を推進し、基幹作物のスモモとの複合経営を進めるため、生産基盤の整備を図っている。

また、高齢化により、生産した野菜類を奄美市の市場に運搬する手段がない生産者のため村内集落を回り集出荷を行う「市場共同出荷事業」を平成22年度から実施し、生産意欲と所得の向上を図っている。

###### イ. 林業

本村の総面積の91%は山林原野であり、森林のもつ公益的機能を保持しながら、計画的な保育下刈り・天然林改良等を進めるとともに、椎茸・タケノコ・シキミ（枝物）等の特用林産物の生産拡大を図っている。

また、松くい虫被害により枯れたマツ枯損木の、倒木対策やソテツカイガラムシの防除対策が必要である。

###### ウ. 水産業

本村の漁業は、漁業従事者の高齢化、後継者不足等により、漁獲量は減少傾向であり、厳しい状況となっている。形態は魚礁や浮き魚礁の設置等により、一本釣りが主体である。

また、クルマエビの養殖業も行われている。また、観光客等を対象とした漁業体験（ブ

ルーツーリズム）の取組を推進するとともに、拠点となる漁港等の再整備を実施を進め、水産業振興に努めている。

## ② 商工業の振興

本村の購買力は奄美市の商業圏に吸収されているため、村内の商店は零細経営がほとんどである。

村内の購買力を高めるためには、地元という特性を踏まえ、高齢者への宅配など地元重視の販売方法や経営の近代化等により村外流失抑制に努める必要がある。また、消費者及び地域企業支援として、機器類の更新に係る村単独事業や商品券事業を実施し、地域産業の活性化を図っている。

工業は大島紬の低迷により、就業人口が減少している。今後企業誘致を図り、就業機会の拡大を図る必要がある。

港湾施設において、台風等による高波の影響を軽減し、船舶着岸時の安全性を確保する必要がある。

企業誘致に頼るだけでなく、地域の「強み」「魅力」を活かした起業創業を支援し、地域における産業分野の裾野を広げる必要がある。

## ③ 地場産業の振興

本村の特産品としてスモモがあり、主に生果用として本土に出荷され、奄美プラムとして銘柄確立がなされているが、今後は奄美タンカンの銘柄確立を更に推進する必要がある。

地場産業の活性化を図るため、特産品を使った加工品などの2次産業を興す民間企業への協力体制を推進し、販売促進や販路拡大を図る必要がある。

## ④ 観光の振興

平成29年3月に奄美群島が国立公園に指定され、また、令和3年7月に奄美大島・徳之島が世界自然遺産に登録された。本村には、国立公園内に宮古崎、ヒエン浜、徳浜の断崖等海岸線に多くの景勝地がある。また、古い建築物の高倉群や我が国における糖業の創始者である直川智翁を祀った開饒神社、国指定天然記念物オキナワウラジロガシ林、奄美の開拓の父・田畠佐文仁翁が福元盆地を開拓したときに造られた、水路と隧道が280年前の姿そのまま、手つかずで残っている数多くの史跡もある。

国立公園特別保護地区内にある奄美最高峰の湯湾岳に隣接する奄美フォレストポリスを自然体験型観光メニューのフィールドと位置付ける他、奄美大島で初となる天然温泉リゾート施設であり、島内・島外と来訪者の属性を問わない集客施設である奄美温泉 大和ハナハナビーチリゾートと特別天然記念物であるアマミノクロウサギの生態展示を行うアマミノクロウサギミュージアム Quru Guru、地域と一体となって観光振興を図ることを目的に民間事業者が、主体となって組織した「大和村集落まるごと体験協議会」が密接に連携することで、観光振興による関係・交流人口の増、住民所得の向上、雇用機会の確保を図る必要があるとともに世界自然遺産登録後に増加した自然体験嗜好を持つ観光客のニーズに対応し、観光満足度の向上を図るため、登録・認定エコツアーガイドの育成を併せて推進する必要がある。

また、広大な公園敷地を持つフォレストポリスについては、指定管理者制度により管理を民間に委託しており、その継続を図る必要がある。

## (2) その対策

奄美群島 12 市町村が策定する奄美群島成長戦略ビジョン 2033 に沿って、奄美群島成長戦略推進交付金や各種事業を活用し、目標の達成を図る。

### ① 農林水産業の振興

#### ア. 農業

本村の基幹作物であるスモモは、高齢樹を大玉の優良系統へ年次的な改植・更新を推進するとともに、タンカン・津之輝・マンゴーの生産拡大を推進し、栽培技術の向上、商品化率の向上を図るとともに、付加価値向上に努め農家経営の安定を図る。

耕作放棄地解消対策助成事業による荒廃農地の有効活用や策定された地域計画の実現に向けて、農地流動化・集約化を推進し経営規模拡大を図るため、補助事業や単独事業を積極的に推進する。

肥料助成事業やフレコン堆肥助成事業、土づくり支援助成事業、農業生産振興助成事業により農地の保全・向上を図る他、野菜種子等助成事業、果樹苗木助成事業、農業用施設助成事業、認定農業者支援助成事業等により農家の生産意欲の向上を図る。

野菜類の共同出荷体制を継続し、少量でも市場へ出荷できるシステムを構築することにより、農家所得と生産意欲の向上を図る。

農業次世代人材投資事業を活用し、新規就農者の負担軽減を図る。

ミカンコミバエやセグロウリミバエ等の特殊病害虫防除対策として、トラップによる侵入調査や誘殺後の防除等の初動対応を継続して進める。

#### イ. 林業

保育下刈り・天然林改良・竹林改良等を更に推進するとともに、水源かん養、国土保全、生態系保全等、森林のもつ公益的機能を充分保持しながら、森林の合理的な管理運営を図る。

倒木の恐れがある危険なマツ枯損木等の伐採を進め、広葉樹林化を図る。また、林業振興助成事業により椎茸・タケノコ・シキミ（枝物）等の特用林産物の生産を促進する。

#### ウ. 水産業

漁船の燃料費助成や漁具購入助成事業、水揚出荷助成事業を継続して実施する。

また、漁船の安全停泊に対応するため、漁港及び舟溜りの維持管理を推進するとともに、漁場の整備や流通体系を確立することに加え、漁業就労者の作業環境の改善を推進し、操業の効率化に努めることで、経営の安定化を図る必要がある。

漁港施設の休憩施設等の環境整備を実施することで、観光客等を対象とした漁業体験（ブルーツーリズム）の取組を推進し、漁業振興を図る。

### ② 商工業の振興

既存商店の維持・発展のため、機器類の更新や商品券事業の単独事業を実施するなど、商工会や関係機関と連携を図りながら地域活性化に取り組む。

農林水産物の加工技術向上及び特産品の販路開拓を確立する。

工業は、本村の産業振興と就業機会の拡大を図るうえからも重要であるので、進出企業の育成を促進する。

村民発案型事業の支援を図り、地域の「強み」「魅力」を活かした、村民の「やる気」「アイディア」を新たな事業としての具現化に向けた支援に取り組むとともに新規起業者に対し

ては、融資を受けた際に発生する利子の補給等を行い、産業振興の推進を図る。

港湾の港内静穏度を高めるため、防波堤整備を推進する。

### ③ 地場産業の振興

水産加工施設「いしょむん館」を活用し漁業の活性化を図る他、「大和まほろば館」を拠点に本村で収穫された農林産物による、特産品の開発や加工技術の向上を図り、2次産業を興す民間企業を育成する他、併せて各施設の機能を強化し、流通販売体制の確立による販路拡大を図る。

また、奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業により出荷額の増を図る。

### ④ 観光の振興

村内の公園の管理を徹底し、観光地・景勝地としての機能を保持する。特に奄美フォレストポリスについては、指定管理者への管理委託を継続して実施する。

また、豊富な森林資源を活用し、自然体験学習施設として整備した奄美フォレストポリスや奄美の貴重な動植物の調査研究、普及啓発、保護増殖事業等の拠点施設である奄美野生生物保護センター及び奄美固有の植物が観察できるまほろば水と森公園、特別天然記念物であるアマミノクロウサギの生態展示を行うアマミノクロウサギミュージアム Quru Guru と連携を図るとともに登録・認定エコツアーガイドの育成を推進することで、世界自然遺産登録後に増加した自然体験嗜好を有する観光客の受入体制の強化を図る。

また、奄美大島初の天然温泉リゾート施設である奄美温泉 大和ハナハナビーチリゾートの誘客効果を最大限に活かすことを目的とした道の駅的観光複合施設の整備及び奄美大島の西側に位置する本村のサンセット景観を魅力とする、海沿いの観光拠点整備を進め、観光訴求力の向上に努めるとともに観光関連民間事業者が主体となって組織した大和村集落まるごと体験協議会と密接に官民連携で、更なる観光外貨獲得機会の創出を図りたい。

目標指標	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
農業産出額	46,593 千円	49,000 千円	総合振興計画記載数値
林業産出額	5,843 千円	6,000 千円	総合振興計画記載数値
漁業産出額	3,941 千円	4,500 千円	総合振興計画記載数値
観光入込客数	62,000 人	129,000 人	主要観光施設への集客目標値総数
登録・認定エコツアーガイド数	1 人	6 人	総合振興計画記載数値

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
2 産業の振興	農業	農業農村整備事業 (福元地区(機能診断調査・保全 計画策定)スクリーン、ポンプ、 水路補修1.2km) (福元揚水場) (湯湾釜取水施設再整備)	県 (村負担金)	
		鳥獣被害対策実践事業 (イノシシ防護柵の設置)	村	
		みんなの森づくり県民税関連事業 (松林樹幹注入)	村	
		離島漁業再生支援交付金事業 (藻場造成・密漁パトロール・稚 魚放流等) 漁港環境整備施設改修事業(トイ レ改修・東屋再整備、ベンチ撤去、 シャワー室設置、休憩施設改修、 漁船巻き上げ機格納室改修、車両 用防護柵及び転落防止柵改修) 防波堤整備事業(防波堤設置)	村	
	流通販売施設	道の駅施設整備(直売所・休憩施 設・駐車場等)	村	
		観光関連施設整備事業(奄美フォ レストポリス再整備事業)	村	
		観光関連施設整備事業(まほろば 水と森公園再整備事業)	村	
		観光関連施設整備事業(観光拠点 施設整備事業)	村	地域振興事業
	第1次産業	観光関連施設整備事業(観光拠点 連携整備事業)	村	奄振事業
		市場共同出荷事業 (業務委託) (事業内容)農産物を市場まで運搬する集 出荷業務を行う。 (必要性) 市場まで距離が遠く運搬負担 が大きい。 (事業効果)運搬業務を行うことで出荷負	村	

	<p>担の軽減が図られ、安心して生産に励むことができ、その効果は将来に及ぶものである。</p>		
	<p><b>肥料助成事業</b> (購入費用助成)</p> <p>(事業内容) フレコン堆肥助成と併せて野菜・果樹の生産拡大と品質向上を図るため助成する。</p> <p>(必要性) 肥料価格の高騰により負担が大きい。</p> <p>(事業効果) 助成により費用負担が軽減され、効果的に肥料投入を行うことで収穫量の増加や品質向上が図られ、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>フレコン堆肥助成事業</b> (購入費用助成)</p> <p>(事業内容) 農業の基本となる土作りを推進し、野菜・果樹の品質向上と生産拡大をめざすため助成する。</p> <p>(必要性) 有機物の含有量が少なく収量が低い農地が多く、投入費用の負担が大きい。</p> <p>(事業効果) 助成により費用負担の軽減が図られ、効果的に有機物を投入することで収量の増加や品質が向上し、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>野菜種子等助成事業</b> (購入費用助成)</p> <p>(事業内容) 農家の生産意欲を高めるために野菜種子助成する。</p> <p>(必要性) 耕作の減少により遊休農地の増加が現れている。</p> <p>(事業効果) 費用の負担を軽減し、耕作地の維持、有効活用を行い地産地消の推進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>農業生産振興助成事業</b> (農地保全費用助成)</p> <p>(事業内容) 高齢農家の農作業受託経費の軽減を行い、生産意欲と所得の向上を図るため助成する。</p>	村	

	(必要性) 農地の維持管理が困難な農家 が増え管理負担が大きい。  (事業効果) 農作業受託経費を助成すること で作業の軽減や費用負担により、農業の継続が図られ、その 効果は将来に及ぶものである。		
<b>土づくり支援助成事業 (堆肥原料支給)</b>	<b>(事業内容)</b> 農業の基本となる土作りを推進し、野菜・果樹の品質向上と生産拡大をめざすため支給する。	村	
(必要性) 有機物の含有量が少なく収量 が低い農地が多く、投入費用 の負担が大きい。  (事業効果) 有機物を投入することで収量 の増加や品質が向上し、その 効果は将来に及ぶものである。			
<b>果樹苗木助成事業 (購入費用助成)</b>	<b>(事業内容)</b> すもも・かんきつ・施設果樹などの新植・改植の推進を行い、生産維持と拡大を図る。  (必要性) すももの老木化による収量減 のため新品種へ改植、かんきつ 類の面積拡大による苗木費用の 負担が大きい。  (事業効果) 果樹産地の生産維持、拡大に よる所得向上、費用の助成を行 うことで負担の軽減が図られ、 その効果は将来に及ぶものであ る。	村	
<b>耕作放棄地解消対策助成事業 (耕作放棄地再生作業費用助成)</b>	<b>(事業内容)</b> 農地の有効活用を図るため、耕 作放棄地解消に係る経費を助成 する。  (必要性) 再生作業においては、重機や作業 員に係る費用の負担が大きい  (事業効果) 耕作放棄地解消に係る費用を 助成することで、農家の生産意欲 向上や生産規模拡大が図られ、 その効果は将来に及ぶものであ る。	村	

	<p><b>農業用施設助成事業</b>  <b>(農業用資材・ハウス資材費助成)</b></p> <p>(事業内容) 耕作放棄地解消事業と併せて農地の有効活用を図る中で農業用資材経費の軽減を行い、生産意欲と所得の向上を図るために助成する。</p> <p>(必要性) 管理に関わる資材経費とハウス施設導入の初期投資は農家の費用負担が多大である。</p> <p>(事業効果) 農業用資材・ハウス資材を助成することで露地野菜やハウス栽培の生産規模拡大と耕作放棄地の解消が図られ、資材費用負担の軽減、所得の向上の効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>認定農業者支援助成事業</b>  <b>(認定農業者支援)</b></p> <p>(事業内容) 今後の農業を担う認定農業者となるものに対し農業機械等の助成をする。</p> <p>(必要性) 認定農業者として安定した生産に向けた育成までの経費負担が大きい。</p> <p>(事業効果) 助成することで、リーダー的役割を担い、地域の見本となる農業経営が図られ、農業振興の効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>林業振興助成金</b>  <b>(特用林産物助成金・特用林産物機械購入助成金)</b></p> <p>(事業内容) 原木シイタケ種駒やシキミ等の苗木、森林肥料の助成と、特用林産物に係る機械購入費助成を行う。</p> <p>(必要性) 奄美大島内でも減少傾向にある林業者の規模拡大が必要であり、それに係るシイタケ原木・苗木等の確保や施設整備への経費負担が大きい。</p> <p>(事業効果) シイタケの中央青果への出荷、物産館への販売、加工品化等により、生産性の向上となるなど、</p>	村	

	林業の活性に寄与し、その効果 が将来に及ぶものである。		
	<b>かごしまの特用林産物産地づくり 事業</b> (事業内容) 特用林産物の生産振興を図るため、生産基盤等の整備、消費拡大の取組を推進する。 (必要性) 林業者の生産基盤経費に係る負担が大きい。 (事業効果) 特用林産物の生産性の向上が図られることで、林業の活性化に繋がるなどその効果は将来に及ぶものである。	村	
	<b>水産振興助成金 (漁船燃費助成金・漁具購入助成金・水揚出荷助成金)</b> (事業内容) 燃料助成、漁具購入助成、水揚出荷助成を行い、水産業者の漁獲量増への意欲向上に繋げ、本村の水産振興を図る。 (必要性) 高齢化により、減少している、漁業者の意欲向上及び新規漁業者の確保にむけても必要である。 (事業効果) 総水揚は増加傾向にある。新規漁業者も数人増えており、本村の水産振興に繋がりその効果は将来に及ぶものである。	村	
	<b>奄美群島農林水産物等輸送コスト 支援事業 (海上・航空輸送費助成)</b> (事業内容) 農林水産物等の生産・出荷に係る輸送費を補助する (必要性) 本土における陸上輸送費に加えて海上輸送費が必要となり、本土よりも輸送費の負担が大きい (事業効果) 輸送費を補助することで、費用の負担軽減が図られ、農林水産物等の生産・出荷拡大に繋がり、その効果は将来に及ぶものである。	村	
	<b>農業次世代人材投資事業 (青年就農者支援)</b> (事業内容) 次世代を担う農業者となるこ	村	

	<p>とを志向するものに対し、資金を交付する</p> <p>(必要性) 就農開始直後の新規就農者において、安定した生産量の確保に達するまでの経費負担が大きい</p> <p>(事業効果) 資金を交付することで、就農直後の経営安定と就農意欲の喚起が図られ、その効果は将来に及ぶものである。</p>	
商工業・6次産業化	<p><b>起業創業ステップアップ助成事業 (助成金)</b></p> <p>(事業内容) 村内で新たに起業創業及び事業し、本村の産業の活性化並びに雇用の創出に寄与するものであると認める者を対象に助成対象経費の1/2、限度額100万円を助成する。</p> <p>(必要性) 山林原野が、面積の約91%を占め、製造業等の企業誘致による大規模な雇用の創出を見込むことが困難な本村において、起業創業及び事業拡充を促進し、産業分野の裾野を広げ、新たな雇用を創出する必要がある。</p> <p>(事業効果) 事業により、起業創業及既存事業の拡充が促進されることにより、事業者数及び雇用が増加し、地域経済の活性化に好影響があり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村
	<p><b>経営持続化助成事業 (助成金)</b></p> <p>(事業内容) 村内で新たに起業創業及び事業し、本村の産業の活性化並びに雇用の創出に寄与するものであると認める者を対象に助成対象経費の1/2、限度額100万円を助成する。</p> <p>(必要性) 山林原野が、面積の約91%を占め、製造業等の企業誘致による大規模な雇用の創出を見込むことが困難な本村において、起業創業及び事業拡充を促進し、産</p>	村

	<p>業分野の裾野を広げ、新たな雇用を創出する必要がある。</p> <p>(事業効果) 事業により、起業創業及既存事業の拡充が促進されることにより、事業者数及び雇用が増加し、地域経済の活性化に好影響があり、その効果は将来に及ぶものである。</p>		
観光	<p><b>観光機能向上事業 (業務委託)</b></p> <p>(事業内容) 温泉施設・クロウサギ施設・体験協議会が連携し、温泉と体験型観光メニューを有機的に結び付けることによって、既存体験事業の高付加価値化を図る。</p> <p>(必要性) 村内の観光誘客施設と観光関連事業者と行政が官民連携で、体験型観光の推進を図ることで、滞在時間の増加に伴う観光外貨獲や交流人口の拡大を図り、本村の潜在的に持つ地域資源の情報発信を強化する必要がある。</p> <p>(事業効果) 大和村の観光人口、交流人口の増加は、観光外貨獲得機会の更なる創出に繋がり、周辺の商工観光業への好影響をもたらし、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>指定管理委託料 (奄美フォレストポリス管理委託料)</b></p> <p>(事業内容) 奄美フォレストポリスの運営管理を官民一体となって効果的かつ効率的に行うことで、コストパフォーマンス向上を図る。</p> <p>(必要性) 世界遺産登録の決定した奄美の中でも重点地区となる奄美フォレストポリスの管理運営において、大和村の魅力を効果的かつ効率的に発信するためには民間のアイデア、実行性は必要である。</p> <p>(事業効果) 大和村の観光人口、交流人口の増加、周辺の商工観光業への</p>	村	

		好影響があり、その効果は将来に及ぶものである。		
企業誘致	企業誘致助成事業 (施設設置助成事業)  (事業内容) 大和村企業誘致立地等促進醸条例に基づき、対象となる企業に対し、限度額2,000万円を助成する。  (必要性) 助成措置及び便利供与を講ずることにより、企業の育成及び誘致を促進し、もって本村の産業の振興と雇用の増大を図る必要がある。  (事業効果) 企業誘致が促進されることで、新たな雇用が創出されることで、地域経済活性化に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。	村		
(11) その他	中山間地域等直接支払交付金事業 (農地の保全活用に関する支援)	村		
	多面的機能支払交付金 (農地・農業用施設、農村環境の保全活動)	活動組織		
	農地中間管理事業 (農地貸借に係る事務費)	村		

## (4) 産業振興促進事項

### ( i ) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興 促進区域	業種	計画期間	備考
大和村全域	製造業，農林水 産物等販売業， 旅館業，情報サ ービス業，観光 業等	令和8年4月1日 ～ 令和12年3月31 日	

### ( ii ) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2)その対策」及び「(3)計画」のとおり。

## (5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業系施設の整備・維持管理については、「大和村公共施設等総合管理計画」における基本方針との整合性を図りながら、村内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

緊急災害時やその他情報伝達を行うための防災行政無線及び公衆無線 LAN の整備はなされているが、移動通信システムの不感地域の解消並びに第 5 世代移動通信システムの整備を推進し、通信格差の是正を図る必要がある。

また、防災行政無線、高台避難における情報伝達の構築と公衆無線 LAN 等の情報通信基盤の安定的な運用の確保を図る必要がある。

本村が抱える様々な課題（人口減少対策・少子高齢化・地域経済の縮小・災害対応等）解決にスピード感を持ち、効率的に取り組むため、生成 AI 等伸長著しいデジタル技術の活用推進（DX 化）に取り組む必要がある。

### (2) その対策

進展する高度情報化社会に対応するため、超高速通信網（光ファイバー）の施設整備を実施した。本地域における地域情報のあり方について、長期的視点に立って総合的に検討を進め、保健・福祉・医療・防災等の分野での情報通信システムの整備充実に努め、活用について総合的に検討を進めていく。

また、情報格差を是正するため、コミュニティ FMとの連携を図る他、移動通信システムの不感地域の解消及び第 5 世代移動通信システムの整備を推進するとともに防災行政無線、公衆無線 LAN 等の情報通信基盤の安定的な運用の確保を図る。

電子自治体（DX 化）の推進について、これから業務の効率化を図る上で、必要不可欠となる生成 AI の実践活用に掛かる基礎研修及び業務における活用の実証実験に取り組み、電子自治体の構築に総合的に対応が出来る知識やスキルを有する人材の育成を推進する。

目標指標	基準値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
移動通信システム不感地域	6 力所	0 力所	湯湾釜 2 箇所 思勝 1 箇所 大和浜 1 箇所 大棚 1 箇所 戸円 1 箇所
第 5 世代移動通信システム受信可能地域 (全 11 集落)	1 力所	11 力所	受信可能集落：大棚
DX 推進習熟度（庁内）	レベル 1	レベル 3	総合振興計画記載数値

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設	移動通信システム不感地域解消事業  第5世代移動通信システム(5G) 整備事業	村	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	DX推進事業  (事業内容) DX化を推進するために必要となる人材育成及び電子申請システムの導入を図り、電子自治体の構築に取り組む。  (必要性) 本村が抱える様々な課題（人口減少対策・少子高齢化・地域経済の縮小・災害対応等）解決にスピード感を持ち、効率的に取り組むため、生成AI等伸長著しいデジタル技術の活用推進（DX化）に取り組む必要がある。  (事業効果) 電子自治体（DX化）の構築に必要となる電子申請システムの導入や総合的に対応が出来る知識やスキルを有する人材の育成が推進されることは、地域情報化や村民が情報通信技術を利用できる社会の構築に繋がり、その効果は将来にわたるものである。	村	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域における情報化にかかる公共施設等の整備・維持管理については、「大和村公共施設等総合管理計画」における基本方針との整合性を図りながら、村内全体の施設バランスや地域特性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 道路の現況

道路は村民の日常生活や産業活動を行う重要な公共施設である。

幹線道路の県道は、平成 18 年に主要地方道名瀬瀬戸内線の志戸勘バイパス、令和 4 年の宮古崎トンネルの開通により、通勤・通学や産業活動に大きな効果を発揮しているが、まだ未改良部分もあるので引き続き要望をしていく。

新規整備だけでなく、現道の維持管理に努める必要がある。

経済圏の広域化、大型輸送化、輸送時間の短縮等、幹線道路が果たす役割は益々増大する一方である。

集落内道路の村道は、100 %舗装されているが、集落間を結ぶ山間部の村道は一部未改良区間があり、生活道路、産業道路、観光道路としての役割や、災害発生時における迂回路の確保を図る道路網の整備や老朽化した道路・橋梁の修繕を推進する必要がある。

#### ② 交通確保対策

住民の日常的な移動のための民間バスが撤退したバス路線を、民間が引き継いだ形での代替運行の委託を実施しているが、その路線の維持・確保、今後の安定した運行が課題となっている。

また、代替運行バスは、通勤・通学・通院等での主な利用を想定しており、運行本数が民間バス運行時と比較し、減少していることから、公共交通空白時間の解消が課題となっている。自家用車を所有していない住民の交通の利便を確保する必要がある。

### (2) その対策

#### ① 道路の整備

本村の幹線道路である主要地方道名瀬瀬戸内線の大金久～戸円間のトンネル整備は村民が待ち望んでいるものでありその効果が期待されるものである。今里トンネル・名音トンネルについても幅員が狭小であることから新設を関係機関に要望する。

また、村道においては、新規整備だけでなく、現道の損傷・劣化箇所等を的確に把握し、路線の利用状況等を考慮しながら、老朽化した道路・橋梁の修繕による長寿命化に努め、地域交通の確保を図る。

#### ② 交通確保対策

代替バス路線の運行委託又は、運行補助を行うとともに公共交通空白時間の解消を目的に移動支援コミュニティバスの運行を行い、住民の日常的な移動手段確保を図る。

目標指標	目 標	備 考
村内及び、大和村から奄美市へのバス路線の確保	将来にわたっての、村民の大切な交通手段であるバス路線の確保及び安定した運行の維持	
公共交通空白時間解消を目的としたコミュニティバスの確保	バス路線を補完し、日常生活における移動利便性の向上と確保による安心安全な生活環境の維持	

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	大棚名音線 福元湯湾線 志戸勘線 宝田線 大棚1号線 大和浜大棚線 三田線 生活道路対策エリア（名音） 生活道路対策エリア（国直） 生活道路対策エリア（戸円） 舗装補修（6路線） 橋梁補修	村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村	
	(2)農道	福元地区農道改良事業	村	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	路線バス対策事業 (運行委託・運行補助) (事業内容) 民間バス事業者の撤退による公共交通空白地帯解消を図る。 (必要性) 通学・通勤・通院に利用する交通弱者の日常的な公共交通の提供が必要である。 (事業効果) 交通弱者の安心安全な生活環境の確保が図られ、これは将来にわたって必要であり、その効果は将来に及ぶものである。	村	
		コミュニティバス運行事業	村	

	<p>(運行実施)</p> <p>(事業内容) 民間バス運行時と比較し、運行本数が減少した代替バスを補完し、公共交通空白時間帯解消を図る。</p> <p>(必要性) 公共交通空白時間帯を解消し、交通弱者の日常的な生活利便性の提供が必要である。</p> <p>(事業効果) 交通弱者の安心安全な生活環境の確保が図られ、これは将来にわたって必要であり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	
--	--	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路、橋梁の整備・維持管理については公共施設等の整備・維持管理については、「大和村公共施設等総合管理計画」における基本方針との整合性を図りながら、村内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 水道

本村は、簡易水道の普及率は 100 %であるが、各取水施設は夏場の渇水期には、取水不足や台風時期に取水施設への土砂流入等による断滅水を余儀なくされている。近年取水施設を見回る人数を増やすなどして対応しているが、今後も安定した飲料水の供給のための維持・管理を推進する必要がある。

また、近年、全国的に問題視されている施設等の老朽化及び自然災害等による事故や災害が増加していることから、施設設備の機能強化及び耐震化を図る必要がある。

#### ② 下水道

し尿及び生活雑排水を処理し快適な生活環境の改善及び自然環境を守るために、西部地区、中部地区、東部地区と農業集落排水整備事業を実施している。

東部地区については、一部整備事業を引き続き実施するとともに西部地区は、硫化水素対策など施設の規模適正化を図る必要がある。

また、接続可能となった集落住民への加入促進を図る必要がある。

#### ③ し尿、ごみ処理施設

本村の単独浄化槽の普及率は 15.7 %、合併処理浄化槽の普及率は 5.8 %、集落排水施設の普及率は 72.8 %で残りの 5.7 %は汲み取り処理により、平成 10 年度に完成した一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）である大和村衛生センターで処理を行っている。

本施設は供用開始から 25 年以上、経過しており機器設備の経年劣化等による修繕及び改修が多く、今後は、維持管理の強化を図ると共に長寿命化計画を策定し安定的な運営を図っていく必要性がある。

ごみ処理については、大島地区衛生組合で共同処理を行っているが、生活様式の変化等に伴い、多様化したごみの処理量が増大するものと予想される。

#### ④ 消防、防災、防犯

広域消防組合の発足や大和分駐所・各分団員の組織強化により、消防・防災・救急体制は確立されてきている。

老朽化した消防車輌の整備を年次的に図る必要がある。

防災対策として、特殊な地形及び地質であるため、台風や集中豪雨、地滑り等災害の未然防止を図る必要がある。また、自主防災組織は、10 集落で結成されているが、組織の機能強化を推進する必要がある。

高齢化の進む本村において、独居高齢世帯も増えるなか、近年の詐欺被害等を防ぐ意味でも防犯力の向上が求められる。

## ⑤ 住宅の整備

現在、公営住宅の整備を数年おきに実施しているが、需要に応じきれない状況にあるので今後は、定住促進住宅や民間の空き屋改修事業に積極的に取り組んでいく。

また老朽化した住宅の長寿命化を図るとともに民間賃貸集合住宅の整備誘致に取り組む必要がある。

## ⑥ 自然保護

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が、世界自然遺産に登録されるなど、奄美地域には、豊かな自然や伝統・文化等優れた素材が数多く存在していることから、世界自然遺産登録の価値を維持するための取り組みを継続して進めている。

アマミノクロウサギミュージアム Quru Guru、奄美自然体験活動推進協議会や奄美野生生物保護センター、奄美フォレストポリス、高等教育機関等と連携し、自然観察会や自然体験型のイベント、自然保護シンポジウムを開催するなど、地域の将来を担う児童生徒の育成に取り組みながら、併せて島内外へ広く情報発信することで、自然保護に関する意識醸成を更に図る必要がある。

# (2) その対策

## ① 水道

大和ダムの維持管理を推進する。

断滅水対策として、地下水を活用した補助水源の確保を推進する。

浄水施設の適正な維持管理に努めるとともに設備機器及び管路の機能強化・耐震化等の強靭化を図り、安心安全な上水道の供給を確保する。

## ② 下水道

西部地区については、処理人及びポンプ施設等の改築更新等を行い、維持管理に努める。

西部地区においては、平成 19 年度から供用開始しており、東部、中部地区については、平成 27 年度から一部供用開始している。中部地区は令和 2 年度に整備事業が完了し、接続可能世帯への加入を推進し、快適な生活環境に改善するとともに、自然環境を守る。

東部地区は現在も整備事業実施中のため、早期完成を図る。

西部地区については、施設及びポンプ施設等の老朽化の原因である硫化水素等の対策として、施設の分散化を図り、今後の処理施設の規模の適正化の検討及び処理施設、ポンプ施設等の改築更新を行い適正な維持管理に努める。

## ③ し尿、ごみ処理施設

し尿については、大和村衛生センターで、循環型社会の形成及び環境に配慮した運営及び処理に努める。

ごみ処理施設は、増大するごみの処理ができる広域ごみ処理施設の維持管理及び施設の更新に努めるとともに、ごみの減量化に向け、広域的にリサイクルの推進を図る。

塵芥車の適正な維持管理を行い、円滑なごみ収集に努める。

#### ④ 消防、防災、防犯

老朽化した水槽付ポンプ自動車、消防ポンプ車の施設整備を推進するとともに、高齢者等災害時要援護者対策促進など自主防災組織の組織強化を図る。

防災行政無線の有効活用と防災情報発信システムにより、災害時の情報を迅速、的確に伝達する体制づくりに努める。

台風、津波、集中豪雨、高潮等による山崩れ、風水害、地滑り等の災害を未然に防止するため、治山・治水・砂防・河川・防潮等の事業を推進するとともに、災害危険箇所の掌握・点検・周知徹底を図る。

また、自主防災組織の訓練を積極的に行い、緊急時の対応等に備える。

防犯力向上の為、関係団体との地域コミュニティの強化と防犯機器等の整備を推進する。

#### ⑤ 住宅の整備

住宅難の解消を図るため、公営住宅建設や定住促進住宅建設の他、空き屋改修事業・民間賃貸集合住宅の整備誘致を推進し、交流人口の拡大及び定住促進施策を進める他、老朽化した住宅の補修改修を進める。

#### ⑥ 自然保護

世界自然遺産にふさわしい価値を有する区域について、適切な保護措置を継続的に講じていく必要がある。

アマミノクロウサギミュージアム Quru Guruにおいて、自然環境シンポジウム等を開催するとともに児童生徒を対象とした体験プログラムを実施することで、自然保護意識の醸成に努める。

また、自然保護シンポジウムに関しては、インターネット配信等による情報発信を行うことで、村内外を問わず効果的且つ広く奄美大島における自然保護に关心を持ってもらい「自分たちに出来る自然保護」等を考える機会創出に取り組む。

目標指標	基準値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
農業集落排水加入率	55.1 %	79.0 %	基準値の約 40 %増加
年間ゴミ排出量	477 t	463 t	基準値の約 3 %減少

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	補助水源設備設置事業 (地下水ポンプ及び導水管設置等) 遠隔監視システム整備	村	
	(2)下水処理施設 農村集落排水施設	農業集落排水事業・東部地区 (処理人口920人 処理施設1箇所 管路延長11.8km)	村	
		農業集落排水事業・西部地区 (処理人及びポンプ施設等の分散化計画に基づき整備更新)	村	
	(3)廃棄物処理施設 し尿処理施設	施設設備改良事業 (監視システム・設備機能保全改良) 長寿命化事業 (施設設備長寿命化)	村	
	(5)消防施設	消防ポンプ車導入事業 (消防ポンプ車導入)	村	
		防災・避難所設備導入事業 (移動式トイレ導入)	村	
	(8)その他	ごみ処理施設負担金 (大島地区衛生組合負担金)	大島地区衛生管理組合	
		ごみ収集業務 (報酬)	村	
		し尿処理施設 (維持管理委託)	村	
		集落排水処理施設 (維持管理委託)	村	
		海岸漂着物等地域対策推進	村	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

上水道施設、下水道施設、行政施設、住宅系施設、公園施設、その他生活環境に係る施設の整備・維持管理については、「大和村公共施設等総合管理計画」における基本方針との整合性を図りながら、村内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

## **7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進**

### **(1) 現況と問題点**

#### **① 児童福祉**

女性の就労者の増加などにより多様な保育需要が高まり、保育サービスや学童保育の充実を図る必要がある。また安心して子育てが出来るために、子どもの医療費の負担軽減を図る必要がある。

#### **② 高齢者福祉**

本村の65歳以上の高齢化率は、昭和35年国調で7.6%，昭和50年国調で16.4%，平成2年国調で22.9%，平成7年国調で26.3%，平成12年国調で29.3%，平成17年国調で32.8%，平成22年国調で36.3%，平成27年国調で38.9%，令和2年国調で42.0%を占め高齢化は急速に進んでいる。

昭和59年度に建設された特別養護老人ホーム大和の園は、高齢者人口の減少に伴い平成29年頃から空床が生じている状況である。

廃校跡地である旧戸円小学校校舎を「高齢者の行き場づくり」「障害者の行き場づくり事業（すももの会）」の活動拠点として物作りを中心とした障害者や高齢者の「やりがい・生きがいづくり」また、そこにボランティアや指導者として関わる高齢者の「やりがい・生きがい」づくりの場、地域住民との交流の場として活用している。

しかし、建築(S54)から47年、廃校(H25)から13年経過し、一部改修は済んでいるものの改修が済んでいない部分については、老朽化が著しく、爆裂、モルタル剥離等危険箇所があることから、利用者の危険が懸念され、その活用にも支障を来しており、早急な改修が必要である。

#### **③ 障害者福祉**

障害者等が地域で自立した生活を営むことができるよう障害者やその家族等を支援するため、相談ができる体制づくりが必要である。また障害者の就業意欲の向上や生きがいを持つもらう事も必要である。

### **(2) その対策**

#### **① 児童福祉**

出産祝金や育成・育児助成金を実施し、子育て世帯の経済的支援を行うとともに、女性の社会進出等による共働き世帯の増加などにより、保育の充実が求められているため、「認定こども園」の設置検討も含め、令和6年度に策定した「第3期大和村子ども・子育て支援事業計画」を基に、まほろば保育園・各保育所、学童保育が将来に向かって継続的に運営できるよう助成を行うなど、子育て環境の充実を図る。

また高校生以下の子ども医療費を窓口負担なしの無償化にすることにより、安心して子育てが出来る環境も整備する。

0歳児から2歳児未満の乳幼児の保育を充実するため開設した、まほろば保育園も含め、

保育園・保育所が安全安心で健全育成を行えるように保育サービスの質の向上に努める。

### ② 高齢者福祉

介護保険制度を円滑に推進するため、社会福祉協議会の運営充実を図り、社会福祉への充分な対応が可能となる新しい施策、事業等の導入を推進するとともに、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等在宅福祉サービスの向上に努める。

また、在宅で介護をしている方の経済的負担を減らすため、在宅介護手当の支給及び介護用品支給事業を実施する。

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して生活ができるような社会を築くことが在宅福祉の基本であり、高齢者人口の増大に伴う、寝たきり、認知症など身体的、精神的に著しい障害があり、常に介護を必要とする高齢者に介護サービスが提供できる体制づくりに努める。

集落長屋構想（要介護状態となつても集落に近い場所で地域住民と交流しながら暮らせる構想）に向けて、特別養護老人ホーム大和の園やまほろば憩いの里などの高齢者福祉のサービス体制を再編し、子育て施設も含め世代を超えた福祉拠点機能の充実と関係人口の増加及び雇用の拡大を図る。

満 65 歳以上の高齢者に対し、村内無料バス賃助成事業を実施する他、満 75 歳以上の高齢者に対し、敬老年金を支給する。

高齢者が生き生きと活動ができるよう、老人クラブ活動の助成をおこなう。

高齢化が進む中、介護を受けない元気な高齢者を増やすことを目的に、介護予防生活支援事業で運動教室やレクリエーションなどを実施し介護予防を図る。

廃校跡地である旧戸円小学校校舎を「高齢者の行き場づくり」「障害者の行き場づくり事業（すもの会）」の活動拠点として活用しているが、一部改修は済んでいるものの老朽化が著しく、利用者の安全が懸念されることから、旧戸円小学校校舎の整備改修等を行うことで、高齢者、障害者の安心・安全な活動の拠点を確保し、高齢者、障害者、地域の方々の「交流の場」、「やりがい」や「生きがい」を感じる場として、充実した活動を行えるよう整備を図る。

### ③ 障害福祉

障害者やその家族等を支援するため、相談ができる体制づくりの構築を図り、また障害者の活動の場として障害者行き場づくり事業を実施し、障害者の就業意欲の向上やものづくりによる生きがいを持ってもらえるよう支援を行う。

目標指標	基準値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
出生数	4 人	10 人	総合振興計画記載数値
2 歳児未満の待機児童	0 人	0 人	待機児童数 0 人の維持

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1)児童福祉施 設 保育所	遊具設置事業 (遊具設置工事)	村	
	(2)認定こど も園	認定こども園整備事業 (認定こども園開園)	村	
	(3)高齢者福 祉 施設 その他	行き場づくり拠点整備事業 (拠点施設改修)  集落長屋整備事業 (小規模多機能施設整備)	村	
	(8)過疎地域持 続的発展特別 事業  児童福祉	こども医療費助成事業 (小・中学生、高校生の医療費無 償化)  (事業内容) 保険診療にかかる自己負担分 に対し助成する。  (必要性) 子どもの疾病の早期発見と早 期治療を促進し、もって子どもの 健康の保持増進を図るために 子どもに係る医療費の助成を行 う必要がある  (事業効果) 親の経済能力によることなく 医療機関にかかることができ子 どもの疾病の早期発見と早期治 療を促進し、子育てしやすい環 境として、その効果は将来に及 ぶものである。	村	
	学童保育助成事業 (助成金)  (事業内容) 放課後児童クラブの運営にか かる人件費相当額を助成する。  (必要性) 共働き世帯や核家族の増加等、 社会的な流れを受け、保護者等 が安心して労働等を継続するた めの環境を整えることが施設の 継続運営のためにも必要である  (事業効果) 児童が安心安全で健全な育成 を図る場があることで、その保 護者等が継続して労働等を続け	村		

	<p>られ、子育てしやすい環境となり、その効果は、将来に及ぶものである。</p>		
	<p><b>出産祝金支給事業 (祝金)</b></p> <p>(事業内容) 出産に対し祝金を支給する。 第1子：20万円、第2子：30万円、第3子以降：50万円</p> <p>(必要性) 若者の流出、出生率の低下等により地域社会の諸機能の弱体化など活力が減退しつつあることを考慮し、定住の促進も併せて図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 出産後にかかる経済支援により転入者増加も期待でき、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>育成・育児助成事業 (助成金)</b></p> <p>(事業内容) 満6歳までの子供を養育している者に対し、一人あたり月額5,000円を助成する。また、小学生・中学生を養育している者に年額（小学生 35,000円・中学生 50,000円）を支給する。</p> <p>(必要性) 若者の流出、出生率の低下等により地域社会の諸機能の弱体化など活力が減退しつつあることを考慮し子育て世代の経済的負担を軽減する必要がある。</p> <p>(事業効果) 経済的支援により安心できる子育て環境につながり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
高齢者・障害者福祉	<p><b>敬老年金支給事業 (祝金)</b></p> <p>(事業内容) 75歳以上を対象に年齢に応じた年金（祝金）を支給する。</p> <p>(必要性) 老後に豊かな生活を送るために、また、人とのつながりを保てるようにするために生活基盤をサポートする必要がある。</p> <p>(事業効果) 日常生活において一助になり、心身共に健康で豊かな生活を送ることができ、その効果は将来</p>	村	

	に及ぶものである。		
	<b>在宅介護手当助成事業 (手当助成)</b>  (事業内容) 在宅要介護者を介護している者に対し手当を支給する。  (必要性) 介護人は昼夜問わず要介護者の世話を追われ体力的、精神的にも疲弊している。少なからずその負担軽減を図る必要がある。  (事業効果) 介護に要する自己費用の支出負担に貢献でき、在宅で介護することによる在宅福祉につながり、その効果は将来に及ぶものである。	村	
	<b>介護用品支給事業 (介護用品一部助成)</b>  (事業内容) 要介護度1~5の介護認定を受けている方で、在宅で生活している者を対象に支給する。  (必要性) 介護人は昼夜問わず要介護者の世話を追われ体力的、精神的にも疲弊している。少なからずその負担軽減を図る必要がある。  (事業効果) 介護に要する自己費用の支出負担に貢献でき、在宅で介護することによる在宅福祉につながり、その効果は将来に及ぶものである。	村	
	<b>障害者行き場づくり助成事業 (障害者のものづくり支援)</b>  (事業内容) 障害者等が活動するための居場所づくりのための活動費用を助成する。  (必要性) 障害者が生きがいを感じて生活するために、活動する場所を提供する必要がある。  (事業効果) 支援者が一緒に活動し利用者の状態を把握することができ、状態に変化があれば早期に対応することのできる安全・安心に活動のできる場であり、その効果は将来にわたるものである。	村	
健康づくり	<b>介護予防生活支援事業</b>	村	

	<p>(高齢者の介護予防支援)</p> <p>(事業内容) 元気な高齢者が介護保険のデイサービスと同等のサービスを受けるための支援を実施する。</p> <p>(必要性) 介護保険の有無に関係なく高齢者の交流の場を提供することにより、いつでも元気に日常生活を送ることができるよう支援する必要がある。</p> <p>(事業効果) 他者との交流の場があることで、楽しみや生きがいを感じて日々を過ごすことができ、介護保険以外のサービスを利用することで、介護保険の適正利用を促し、その効果は将来にわたるものである。</p>		
(9) その他	老人クラブ助成事業 (助成金)	村	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

保健・福祉系施設・子育て支援施設の整備・維持管理については、「大和村公共施設等総合管理計画」における基本方針との整合性を図りながら、村内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本村には、医療機関として大和診療所、今里へき地診療所が設置され、大和診療所での診察はもちろん、今里へき地診療所への巡回、特別養護老人ホームへの定期巡回、高齢者の在宅診療などの業務を推進し、無料バスで送迎も実施している。大和診療所には近代的な医療機器が備えられているが、今後も機器の老朽化対策が必要である。また健康意識の醸成、健康相談事業や予防医療の普及を図る必要がある。

大和診療所、医師住宅、今里へき地診療所いずれも建物及び、空調設備等の老朽化対策が必要である。

### (2) その対策

医療の確保は、村民の生命と生活を守るうえで基本的な事であり、いつでも・どこでも・だれでも必要な治療が受けられる体制づくりを確立する必要がある。

大和診療所は、今後も村唯一の医療機関として、外来診療（外科・内科）・予防医療・在宅医療・老人ホーム巡回・健康指導・学校検診・歯科診療等を推進する他、救急医療等を対象とした新しい医療機器更新を図る。

大和診療所、医師住宅、今里へき地診療所いずれも、老朽化に伴う改築、改修も行いながら建物及び、空調設備等の維持管理対策を図る。

また、温泉施設利用助成を行うことで、入浴という普段の日常生活行動から、健康増進・健康意識の醸成を図る。

目標指標	基準値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
温泉施設利用助成延べ 人数	2,663 人	5,000 人	温泉施設利用延べ人数 の増加

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所整備事業 (医療機器の購入及び更新・診療所施設の整備改修)	村	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	温泉施設利用助成金 (助成金)  (事業内容) 村内の温泉施設を利用する者に対し、1人当たり年間最大24回、1回の利用者負担が500円となる額を助成する。  (必要性) 温泉施設利用を促進することで、入浴という普段の日常生活から、健康意識を醸成し、予防医療の観点から健康被害を抑制する必要がある。  (事業効果) 日常的な生活行動から、無理なく健康意識が醸成され、誰もが健康で幸せに年齢を重ねることが出来る「幸齡社会」の形成に繋がり、その効果は将来に及ぶものである。	村	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

診療所等、医療関連施設の整備・維持管理については、「大和村公共施設等総合管理計画」における基本方針との整合性を図りながら、村内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 学校教育

令和7年4月1日現在、本村には小学校5校（大和小学校湯湾釜分校休校中）、中学校1校が設置されており、児童・生徒数は96人となっている。

本村の小・中学校教育は、基礎学力と基本的な社会習慣を身につけることを大切にし、自ら学ぶ意欲を持ち、個性を生かす教育の充実に努めている。

国際化や情報化等の変化の激しい社会の中で、次代を担う子どもたちがたくましく生きるための資質や能力を育成すること、児童生徒の体力の向上を図ることはもちろんのこと、児童・生徒の健康な食生活習慣を確立するため食や環境の教育を行うことが課題となっている。

教育施設の整備では、校舎などの補修の他、危険な老朽化した校舎や教職員住宅の取り壊しが必要である。（R7年度において、GIGA端末の再配備を行ったが、配備された端末を効果的に活用できる環境づくりを推進する必要がある。）

また、教職員研修の充実や指導方法の工夫・改善、特別支援教育や情報教育、人権同和教育、食育、国際理解教育等の充実を図り、小規模校という特色を生かし、個に応じた指導を充実するなど、少人数の良さを生かしたきめ細かな児童・生徒一人ひとりの個性を大切にした教育に努めることが重要である。

心の健康問題や発達障害を含む様々な特性を抱えた児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う特別教育支援員の配置が必要である。

給食センターは、農政担当課と連携を取り合い、地元の農産物を積極的に使う地産地消への取り組みに協力していくとともに衛生管理に配慮し、老朽化した機器の更新に努める。

教職員宿舎は、統合に伴い各学校区に空き住宅が発生することが予測されるが、国・県と協議しながら地域活性化に資するために有効活用を図る。

また、本村の児童生徒数は、過疎化と少子化に伴って急激に減少しており、今後もこの傾向は続くものと推測される。

中学校は、学校統合により一定規模のクラスが編成され、生徒同士の学び合いの充実や専門教員による授業を受けられる機会が得られるため、学力の向上が期待されるが、統合により遠距離通学が発生することから、安心・安全な通学を確保する必要がある。

小学校は、村全体でも児童数が少ないため、個に応じた指導の充実は図られるが、他の児童との学び合い、互いに切磋琢磨する向上心を育成することが難しく、教育効果が十分に発揮されない場合がある。

このことを解消するために集合学習を推進する必要がある。

また、GIGAスクール構想により配備された端末を効果的に活用し、協働的な学びの充実を図る必要がある。

#### ② 集会施設、体育施設等

集落民の身近な活動拠点施設として集落公民館があるが、維持補修等を図り災害時の避難場所にも対応できる整備が必要がある。

近年、国際化・情報化の進展とともに、青少年による悲惨な事件が発生し、その対策に

については、家庭教育や社会教育の充実を図ることが重要であり、スポーツ・レクリエーション・文化的な活動・ボランティア活動などを含めた、体験的な生涯学習の必要が求められている。また、老朽化した屋内運動場の取り壊しや耐震診断を実施し、各種活動の拠点である集会施設や体育施設等の整備を行う必要がある。

### ③ その他

本村のある奄美大島には大学は無いが専門学校が隣接市にある。

ただし、本村からはバスの乗り継ぎなど通学の利便性が悪いことがネックとなっている。同じく本村には学習塾が無く、塾に通いたい家庭は、隣接市にある塾に通っている現状があり、保護者の送迎が不可欠となっている。

## (2) その対策

### ① 学校教育

学校教育は、生涯学習の基礎を培う場であるとの認識に立ち、急速な社会の変化に主体的に対応できるように「生きる力」を備えた人間の育成に努める。また、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」などの「生きる力」の育成に努めるとともに、国際化や情報化等に対応した多様な教育活動の充実を図る。

GIGA スクール構想により配備された一人1台端末の効果的な活用、ネットワークを活用した合同授業の一層の推進を図る。

中学校においては、隔年で国際交流事業を実施し、海外での交流体験をとおして、コミュニケーション能力の育成や国際感覚を育むよう努める。

生徒の体力の向上を図るため、中学校体育連盟補助を行い、部活動の充実を図る。

地域の自然や文化・人材などを活用した「魅力ある教育活動」を充実させ、学校、保護者、地域が連携し一体となり「開かれた学校づくり」を推進する。

児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進するとともに、福祉、医療機関との連携に努める。

児童生徒の著しい減少に伴い、小学校については集合学習の充実により、協働的な学びの機会を拡充する。

老朽化した校舎や給食センター、教職員住宅については長寿命化を図るため修繕・改修・改築等を行い、また取り壊し等も検討し、安全な教育環境の整備を図る。また、給食センターにおいては衛生管理に配慮し、老朽化した機器の更新に努める。

遠距離通学については、スクールバスを運行し、生徒の安心・安全な通学を確保する。

村内に高校が無く、他市町村への高校進学が余儀なくされているため、通学バスの補助を行う。

### ② 集会施設、体育施設等

近年、物質的豊かさや余暇の増加等、社会環境は変化しているが、一方世代間の断絶、地域連帯感の希薄化、核家族化等の問題が指摘されている。

スポーツ少年団や地域子ども会等の活動や青壮年婦人会・老人クラブ等各種団体の活動拠点施設である集落公民館の整備充実を図るとともに老朽化した体育施設及び屋内運動場

等の改修・改築を併せて図り、適切な管理を行うことで、地域で子どもを育み、学校と地域の交流を促進する。

### ③ その他

現在奄美大島には専門学校があるが、本村から通学するにはバスの利便性が悪いため普通免許の取得が必要となっている。

通学に係る燃料費や車両購入費など負担が多大であるため、島内専門学校通学費を助成を行うことで、経済的負担の軽減を図る。

また本村には、学習塾が無く、塾に通いたい方は隣接市にある塾に通っている現状があるため、インターネットを活用したオンライン学習塾を開講することで、保護者の負担軽減を図るとともに子どもの学習環境の地域格差解消を図る。

目標指標	基準値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
地域と連携した郷土教育を教育課程に位置づけ実践している学校	5 校 100%	5 校 100 %	基準値を維持
隣接市へ通学する対象高校生に対する助成人数の割合	100%	100 %	基準値を維持
島内の専門学校へ通学する学生	3 名	3 名	基準値を維持（奄看学科減少による学生減の可能性有り）
オンライン学習塾に通う中学生の割合	33.3 % (27 人中 9 名)	50 %	全校生徒の半数受講

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 屋外運動場 給食施設	校舎等長寿命化改修（校舎及び体育館・LED照明）事業  学校遊具設置事業 (大和小・名音小・今里小)  給食センター改修事業 (外壁修繕・LED照明)	村	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	スクールバスの運行事業 (リース料・運営経費)  (事業内容) 遠距離通学を行っている生徒のためにスクールバスを運行する。  (必要性) 遠距離通学を行っている生徒の安心安全な通学を確保する必要がある。  (事業効果) スクールバスを運行させることで、生徒の安心安全な通学が図られ、その効果は将来にわたるものである。	村	
		中学校体育連盟補助 (補助金)  (事業内容) 部活動の充実を図るため、中学校体育連盟に補助を行う。  (必要性) 生徒の体力の向上を図るために、部活動の充実を図る必要がある。  (事業効果) 生徒の健やかな体づくりのため、部活動の充実が図られ、体力の向上につながっており、その効果は将来にわたるものである。	村	
	その他	高校生通学バス助成事業 (助成金)  (事業内容) 村外の高校へ通学する高校生に通学費を助成する。  (必要性) 村内に高校は無く、奄美市内にある高校に通学せざるを得ない状況にあり、負担が大きい。  (事業効果) 交通費を助成することで、費	村	

	<p>用の負担軽減が図られ、高校生が村内に居住することで、地域の活性化が図られており、その効果は将来にわたるものである。</p>		
	<p><b>島内専門学校通学費助成事業 (助成金)</b></p> <p>(事業内容) 島内の専門学校に通学している者に通学費を助成する。</p> <p>(必要性) 本村から島内の専門学校に通学するには、バスの利便性が悪いため、自家用車で通学する必要があり、燃料費や車両購入費など経済的負担が多大である。</p> <p>(事業効果) 通学費の助成を行うことで、経済的負担の軽減が図られ、また専門学校生が村内に居住することにより、地域の活性化が図られ、その効果は将来にわたるものである。</p>	村	
	<p><b>オンライン学習塾運営委託 (業務委託)</b></p> <p>(事業内容) 中学生を対象にICTを活用した学習塾を開講</p> <p>(必要性) 村内には学習塾が無く近隣自治体に通塾するには経済的・時間的負担が大きい。</p> <p>(事業効果) 学習塾を開校することで、生徒の学力向上が図れるほか、保護者の負担軽減も図られ、子育て環境の充実に寄与し、定住施策としても効果が期待でき、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>国際交流事業 (生徒海外派遣)</b></p> <p>(事業内容) 大和村の中學2年生および3年生を対象とし、隔年で実施。地元で行う事前研修、海外渡航する本研修、帰国後の事後研修を行う。</p> <p>事前研修では、英会話、渡航先の歴史文化などを学ぶことに加え、自らの郷土文化についても学ぶ。</p>	村	

	<p>(必要性) これから奄美群島の特性を活かした産業振興には国際社会を意識した取り組みが求められるが、受け入れ態勢が万全とは言えない状況が続いている。</p> <p>この状況を解消するために語学力および国際感覚を備える、国内外を対象に幅広いビジネスシーンで活躍できるグローバルな人材を育成することが必要である。</p> <p>そのためには、児童生徒を中心若年世代から中長期的な視野で取り組む必要がある。</p> <p>(事業効果) 中学生を対象とすることで、その後の学習意欲の向上、進路選択における幅が広がることや、研修や交流を通じて自主性やコミュニケーション能力の向上が図られ、青少年の育成において多種多様な効果が期待できることから、奄美群島の振興を担う人材育成につながり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	
--	---	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育・社会教育系施設、体育施設、その他教育関係公共施設等の整備・維持管理については、「大和村公共施設等総合管理計画」における基本方針との整合性を図りながら、村内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本村の人口は平成 7 年国勢調査で 2,092 人、平成 27 年国勢調査で 1,530 人と 20 年で 562 人、26.9 % の減少、さらに令和 2 年度国調では 1,364 人、166 人の減少となっており、過疎化が進行している状況である。

問題点としては若年層の減少があり、このまま過疎化が進行すると今後集落運営に支障をきたすことも懸念される。

集落の活性化には若者の活力が必要であり、就業の場、住生活環境等若者が定住しやすい環境整備を推進する必要がある。

### (2) その対策

少子高齢化・人口減少対策として、定住人口の増加を図るためにには、居住可能な住居の量的・質的確保が必要である。

そのため、定住促進住宅の整備を計画的に進めるとともに空き家改修を推進することにより、集落内の住生活環境の改善を図りながら、住居の確保に努める。

また、現在居住する住居に関しても、老朽化対策としての住宅改修助成金制度、住宅を新たに建築する者に新築住宅助成金制度を継続的に実施することで、住宅状況の改善・集落の活性化を図る。

集落の各種行事、共同作業等が活発に行われ、集落運営を活性化するには、U I ターン希望者受入による定住促進に加え、「交流人口→関係人口→定住人口」へと来訪者との関係性の良好な転換を図る。

集落の区長を中心に委員、役員、各種団体組織等による集落活動を支援し、地域の伝統文化・風習の継承を促進することで、個性的で魅力ある地域づくりに努める。

集落区長が兼ねている事務嘱託員報酬を実施し、区長の負担軽減を図る。

目標指標	基準値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
住宅改修助成金	18 件	20 件～ 25 件	基準値維持
新築住宅助成金	1.7 件 (年平均)	3 件 (年平均)	総合振興計画記載数値

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(1)過疎地域集 落再編整備	空家改修事業 (8戸)  村営住宅整備事業 (15戸)  集落公民館等機能向上事業 (機能改善)	NPO・村 村 村	
	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業  集落整備	住宅改修助成金 (助成金)  (事業内容)居住に供する住宅を改修する者 に対し、上限50万円を助成する。  (必要性)居住環境の改善を促進すること で、人口減少に歯止めを掛け、定 住人口の増加を図る。  (事業効果)居住する住環境が改善される ことや空き家を改修した賃貸物 件が確保されることで、定住促 進が図られ、その効果は将来に 及ぶものである。	村	
		新築住宅助成金 (助成金)  (事業内容)床面積50m <sup>2</sup> 以上の住宅新築に 対し、100万円を助成する。  (必要性)固定資産を持つことにより定 住化に強い意義を持たせること で人口流動の安定化を図る。  (事業効果)固定資産という財産を所有し ているということを理由とした 定住促進が図られており、その 効果は、将来にわたるものであ る。	村	
		廃屋解体助成金 (助成金)  (事業内容)廃屋を取り壊そうとする者に 対し、上限50万円を助成する。  (必要性)防災及び防犯、衛生上の観点 から、集落内に存在する廃屋の 解体を促進する必要がある。	村	

	(事業効果) 廃屋解体が促進されることで、集落内の防災及び防犯、衛生面が改善され、安心安全な住生活環境の提供が図られ、その効果は将来に及ぶものである。		
(3) その他	<b>事務嘱託員報酬 (報酬)</b> (事業内容) 各種税金等徴収、集落見回り及び要望の取りまとめ等 (必要性) 本村の地理的状況において、事務嘱託員の役割は重要である。 (事業効果) 高齢者も多い本村では、金融機関や交通手段も少ないため、集落内での徴収や意見・要望も聴取ができる、地域活性化を図る上で有効であり、その効果は将来に及ぶものである。	村	
	<b>集落支援助成金 (助成金)</b> (事業内容) 集落運営を支援することを目的に1集落につき、20万円（志戸勘集落10万円）を助成する。 (必要性) 集落は、集落民から徴収する字費で、運営されているが、人口減少及び少子高齢化の影響により、運営に必要な財源が減少傾向にあることから、助成金を交付することで、集落運営の安定化を図る。 (事業効果) 集落運営の安定化を目的とした助成金を交付することで、持続的な集落活動・文化の継承等が図られ、その効果は、将来にわたるものである。	村	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備に係る公共施設等の整備・維持管理については、「大和村公共施設等総合管理計画」における基本方針との整合性を図りながら、村内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本村の各集落では八月踊りや豊年祭等の伝統行事を毎年実施しているが、年々青年層の減少に伴い、盛り上がりが薄れてきている。また、八月踊り等については踊りはできるが唄を知らない人がほとんどであり、将来は消滅する懸念が生じている。

心の豊かさが求められる今日、文化・芸術活動に対する村民ニーズも増大し、多様化する傾向にあり、村民の自主的な文化活動を支援するため、公民館などを拠点に文化団体の育成・支援を図っている。

村民の多様化・高度化した生涯学習ニーズに対応するため、生涯学習の一層の推進を図り、村民だれでもが生涯にわたって学習に取り組むことができる環境を整備するとともに、本村にある貴重な史跡や文化財等についても適正な維持管理に努め、その周知を図る必要がある。

### (2) その対策

八月踊り等の伝統芸能や伝統行事の継承を図るため、映像保存や伝統芸能保存会の組織化に努める。

村民ニーズに対応した多様な文化活動への取り組みが行えるよう、環境を整備するとともに、より多くの住民が身近に参加できる場と機会の確保や、より広域的な文化情報の提供、文化交流の推進を図る。

文化財の保存を推進する他、新たな有形文化財の発掘に努めるとともに集落の伝統行事の村指定文化財（無形民俗文化財）の登録を推進する。

目標指標	基準値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
村指定文化財登録 (無形民俗文化財)	0 文化財	6 文化財	<ul style="list-style-type: none"><li>・棒踊り（大和浜）</li><li>・ナギナタ踊り（大和浜）</li><li>・八月踊り（大和浜・大棚・名音・今里）</li></ul>

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
10 地域文化 の振興等	(1)地域文化 振興施設等 地域文化 振興施設	高倉改修事業 (県指定有形文化財)	村	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化振興施設等の整備・維持管理については、「大和村公共施設等総合管理計画」における基本方針との整合性を図りながら、村内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

再生可能エネルギーは石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料とは違い、二酸化炭素の排出量が少ない太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーである。

また、化石燃料が限りある資源であることや地域温暖化対策の観点からも可能な限り消費量を削減していく必要がある。

本村においては、大和村地球温暖化防止実行計画に基づき、温室効果ガス削減に向け、公共施設における再生可能エネルギーの導入及び公用車への電気自動車配備を図る必要がある。

### (2) その対策

本村においては、大和村地球温暖化防止実行計画に基づき取り組みを行い、生活環境保全と持続可能な地域社会を構築するため、球温暖化防止対策として、太陽光・風力・水力等の再生可能エネルギーの公共施設への導入の他、公用車への電気自動車配備を図り、温室効果ガスの削減に努める。

目標指標	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
温室効果ガス削減	△ 14.3 % (CO <sub>2</sub> )	△ 19.4 % (CO <sub>2</sub> )	地球温暖化防止実行計画値

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.1 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(1) 再生可能 エネルギー利 用施設	地球温暖化防止対策事業 (再生可能エネルギー施設整備・ 電気自動車導入)	村	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

再生可能エネルギー関連施設等の整備・維持管理については、「大和村公共施設等総合管理計画」における基本方針との整合性を図りながら、村内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

本村への来訪者や村民の多様化するニーズに対応するために、生活環境の改善、伝統文化活動の推進、イベント・交流など、地域活性化を推進するとともに自然環境保全及び意識醸成に取り組む必要がある。

#### ① イベント

本村最大のイベントである、ひらとみ祭りは平成4年度から連合青年団の主催で開催され、村民の祭として定着しているが、主催者の大和村連合青年団の団員数の減少に伴い、準備作業や運営等に支障がでてきている一方、職種により活動団員の確保が困難な状況になりつつある。

#### ② その他

本村はスモモ・タンカンを主体とした果樹農業を基幹産業と位置づけ、果樹の村づくりを推進している。

しかし近年農家の高齢化や若者の農業離れ等により、生産量が減少し地域経済や人口の流出に大きな影響を与えている。

このような状況を開拓するため、合同会社ひらとみと連携することにより、「人づくり・地域づくり・仕事づくり」のテーマに休耕地の有効活用を図る他、本村の環境に即した新たな農產品目の実証栽培、首都圏域の飲食店シェフとの連携による本村の農水物産を活用したレシピ開発を展開する必要がある。

奄美大島の自然を象徴する存在である特別天然記念物アマミノクロウサギに関して、マンガースの根絶が為され、その個体数は回復傾向にあるものの個体数の増加に伴いロードキルによる受傷個体が増加傾向にあることから、連携協定を締結している高等教育機関等との相互協力による調査研究を実施し、その対策を図る必要がある。

また、保護の観点からの調査研究だけでなく、アマミノクロウサギは、個体数の増加により農業被害をもたらす加害動物の側面も持つ存在になってきていることから、被害防除に関する調査研究も併せて、実施する必要がある。

## (2) その対策

### ① イベント

連合青年団が主催している、ひらとみ祭は、村民への元気と活力を与えるだけでなく、村外から多くの観覧者が訪れ、観光・交流人口の増加にも寄与しており、30年以上継続されているものである。

その祭りに対し、今後とも助成を継続するとともに、各共催団体の協力体制を更に推進し、村内外から好評を得、地域住民も楽しみにしている、ひらとみ祭りに対し、開催・運営協力をを行う。

### ② その他

合同会社ひらとみと連携し、休耕地の有効活用に取り組む他、実証農園において、本村の環境に即した新たな農產品目の実証栽培による効果検証に努める。

また、首都圏域の飲食店シェフとの連携による本村の農水物産を活用したレシピ研究を行い、新たな加工品開発を推進し、その高付加価値化に取り組む。

奄美大島の自然を象徴する存在である特別天然記念物アマミノクロウサギのロードキル対策に関し、先進技術等を用いた、より効果的な対策の在り方について、連携協定を締結している高等教育機関等とアマミノクロウサギミュージアム Quru Guru の相互協力による調査研究を実施する。

また、クロウサギが被害動物となるロードキル対策の調査研究に併せ、逆に加害動物となりつつある農業被害防除に関する調査研究も行うことで、クロウサギを中心とした奄美大島の希少な動植物と人との共生社会の在り方、そしてその構築に取り組む。

目標指標	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
農水物レシピ開発	0 件	3 件	
アマミノクロウサギ ロードキル件数	121 件	60 件	奄美大島全体数

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
12 その他地 域の持続的 発展に関し 必要な事項	(1)過疎地域持 続的発展特別 事業	<p>ひらとみ祭り助成事業 (助成金)</p> <p>(事業内容) 村連合青年団が主催するひら とみ祭り開催に伴う運営費の助 成を行う。</p> <p>(必要性) ひらとみ祭りは、青年世代が 集いイベントを通じた地域活性 化を目的としている。これまで 第28回継続し行われてきた祭り (昨年度は新型コロナウイルス 感染防止のため中止) であり、 身近に様々なイベントに触れる ことのできない高齢者をはじめ 村民の活力の一つとなっている。</p> <p>(事業効果) 地域住民が祭りの各種イベン トに参加することで、地域のま とまり、村興しを行う機運が醸 成され、各集落単位での地域興 しへの裾野拡大が図られ、地域 活性化に繋がるものであり、そ の効果は将来にわたるものであ る。</p>	村	
	高等教育機関等連携事業 (アマミノクロウサギロードキル ・農業被害防除対策等調査研究)	<p>(事業内容) ロードキル・農業被害防除対 策を図るため、野生におけるク ロウサギの習性や行動特徴等の 調査研究を行う。</p> <p>(必要性) アマミノクロウサギは、個体 数が回復傾向にあるが、それには 比例し、交通事故等によるロー ドキルの問題が深刻化してきて いる。</p> <p>また、一方では、クロウサギ の食害による農業被害が増加傾 向にある。</p>	村	

クロウサギの野生における生態研究を行うことで、被害防除の効果的な対策が可能となる。

(事業効果) これまで、ロードキル対策・農業被害防除に関する本格的な調査研究が行われていなかったが、本事業を実施することで、世界自然遺産登録地域として、自然と人が共生する社会の構築に繋がり、その効果は将来にわたるものである。

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

その他地域の持続的発展に関し必要な事項に係る公共施設等の整備・維持管理については、「大和村公共施設等総合管理計画」における基本方針との整合性を図りながら、村内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
1 移住・定住 ・地域間交流 の促進、人材 育成	(4)過疎地域持 続的発展特別 事業 移住・定住	<p>移住定住促進事業</p> <p>(事業内容) 移住定住フェア等への出展による相談会等の実施。</p> <p>(必要性) 移住定住の促進を図るためには、首都圏域で開催される移住定住フェア等の相談会に出展し、効果的な情報発信及びきめ細やかな相談対応を行い、移住訴求力の向上を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 効果的な情報発信やきめ細やかな相談対応が行われることで、「安心できる移住候補地」として、その訴求力の向上が図られることは、定住人口の増加に繋がり、この効果は将来にわたるものである。</p>	村	
	親子留学助成事業 (助成金)	<p>親子留学助成事業</p> <p>(事業内容) 今里小学校区に親子で移住した家庭の児童・生徒に対し、1名当たり5万円を助成する。</p> <p>(必要性) 今里小学校の児童数減少を要因とした学校の存続の懸念を解消する必要がある。</p> <p>(事業効果) 事業により今里小学校の児童数の確保が図られ、学校存続の懸念が解消されつつあり、この効果は将来にわたるものである。</p>	村	
	民間賃貸住宅整備助成事業 (助成金)	<p>民間賃貸住宅整備助成事業</p> <p>(事業内容) 村内に1戸当たり30平方メートル以上の賃貸用住宅を2戸以上整備する者を対象に1戸当たり50万円を助成する。</p> <p>(必要性) 民間主導による賃貸物件の整備を促進することにより、移住希望者が居住可能な住宅の量的確保を図り、少子高齢化・人口減少に歯止めを掛ける必要があ</p>	村	

	<p>る。</p> <p>(事業効果) 事業により、移住希望者へ提供可能な住居が量的に確保され、効果的な移住定住促進施策が展開が可能となることによる持続可能な地域社会形成への効果は、将来にわたるものである。</p>		
地域間交流	<p><b>結婚応援助成事業 (助成金)</b></p> <p>(事業内容) 婚姻届の提出から3ヶ月以内で夫婦共に村内に定住する者を対象に1件当たり10万円を助成する。</p> <p>(必要性) 結婚を促進し、結婚→出産→子育ての良好な流れを構築し、少子高齢化・人口減少に歯止めを掛ける必要がある。</p> <p>(事業効果) 事業により、若年世代の結婚が促進され、その後の出産機会の創出に繋がり、人口構成比率における乳幼児人口の割合が増加しつつあり、この効果は将来にわたるものである。</p>	村	
	<p><b>奨学金助成事業 (助成金)</b></p> <p>(事業内容) 大和村奨学金等の貸付を受けている者で、返還期間に村内に居住かつ住所を有した者を対象に返還実績額と同額を助成する。</p> <p>(必要性) 少子高齢化・人口減少対策として、人口構成における生産年齢世代の拡充を図るとともに地域産業の担い手の確保を併せて図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 高等教育機関等で学んだ出身者が、そこで習得した知識・技術を地元に還元する流れを構築し、生産年齢世代の人材確保・地域産業力の底上げが図られる効果は、将来にわたるものである。</p>		
	<p><b>他自治体交流事業</b></p> <p>(事業内容) 大都市圏域での物産展等への</p>	村	

	<p>イベント参加や児童生徒の交流を中心とした人的・物的な自治体間交流の実施。</p> <p>(必要性) 大都市圏域でのイベントや物産展等へ出展することで得られる本村のPR機会が創出は、観光交流人口の増加が期待されることや将来的な関係人口の創出が期待される児童生徒を中心とした人的交流を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 観光交流人口の増加や新たな関係人口の創出は、地域経済及び集落の活性化が図られる効果は将来にわたるものである。</p>	
	<p><b>関係人口創出事業</b></p> <p>(事業内容) 高等教育機関等のフィールドワーク及び社会人を対象の中心とした農泊ツアー等の実施。</p> <p>(必要性) 新たな関係人口の創出を図るため、その実現を図るため、具体的なターゲット層を見据えた高等教育機関等のフィールドワーク及び社会人を対象とした農泊ツアー等を実施する必要がある。</p> <p>(事業効果) 本事業のターゲット層には、潜在的な移住希望者も含まれることが、想定される。このターゲット層との「関係人口」を構築することは、将来的な「定住人口」へと繋がる可能性があり、地域活性化が図られる効果は、将来にわたるものである。</p>	村

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	<p>市場共同出荷事業 (業務委託)</p> <p>(事業内容) 農産物を市場まで運搬する集 出荷業務を行う。</p> <p>(必要性) 市場まで距離が遠く運搬負担 が大きい。</p> <p>(事業効果) 運搬業務を行うことで出荷負 担の軽減が図られ、安心して生 産に励むことができ、その効果 は将来に及ぶものである。</p>	村	
		<p>肥料助成事業 (購入費用助成)</p> <p>(事業内容) フレコン堆肥助成と併せて野 菜・果樹の生産拡大と品質向上 を図るため助成する。</p> <p>(必要性) 肥料価格の高騰により負担が 大きい。</p> <p>(事業効果) 助成により費用負担が軽減さ れ、効果的に肥料投入を行うこ とで収穫量の増加や品質向上が 図られ、その効果は将来に及ぶ ものである。</p>	村	
		<p>フレコン堆肥助成事業 (購入費用助成)</p> <p>(事業内容) 農業の基本となる土作りを推 進し、野菜・果樹の品質向上と 生産拡大をめざすため助成する。</p> <p>(必要性) 有機物の含有量が少なく収量 が低い農地が多く、投入費用の負 担が大きい。</p> <p>(事業効果) 助成により費用負担の軽減が 図られ、効果的に有機物を投入 することで収量の増加や品質が 向上し、その効果は将来に及ぶ ものである。</p>	村	
		<p>野菜種子等助成事業 (購入費用助成)</p> <p>(事業内容) 農家の生産意欲を高めるため に野菜種子助成する。</p> <p>(必要性) 耕作の減少により遊休農地の</p>	村	

	<p>増加が現れている。</p> <p>(事業効果) 費用の負担を軽減し、耕作地の維持、有効活用を行い地産地消の推進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。</p>		
	<p><b>農業生産振興助成事業</b> (農地保全費用助成)</p> <p>(事業内容) 高齢農家の農作業受託経費の軽減を行い、生産意欲と所得の向上を図るため助成する。</p> <p>(必要性) 農地の維持管理が困難な農家が増え管理負担が大きい。</p> <p>(事業効果) 農作業受託経費を助成することで作業の軽減や費用負担により、農業の継続が図られ、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>土づくり支援助成事業</b> (堆肥原料支給)</p> <p>(事業内容) 農業の基本となる土作りを推進し、野菜・果樹の品質向上と生産拡大をめざすため支給する。</p> <p>(必要性) 有機物の含有量が少なく収量が低い農地が多く、投入費用の負担が大きい。</p> <p>(事業効果) 有機物を投入することで収量の増加や品質が向上し、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>果樹苗木助成事業</b> (購入費用助成)</p> <p>(事業内容) すもも・かんきつ・施設果樹などの新植・改植の推進を行い、生産維持と拡大を図る。</p> <p>(必要性) すももの老木化による収量減のため新品種へ改植、かんきつ類の面積拡大による苗木費用の負担が大きい。</p> <p>(事業効果) 果樹産地の生産維持、拡大による所得向上、費用の助成を行うことで負担の軽減が図られ、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>耕作放棄地解消対策助成事業</b> (耕作放棄地再生作業費用助成)</p>	村	

	<p>(事業内容) 農地の有効活用を図るため、耕作放棄地解消に係る経費を助成する。</p> <p>(必要性) 再生作業においては、重機や作業員に係る費用の負担が大きい</p> <p>(事業効果) 耕作放棄地解消に係る費用を助成することで、農家の生産意欲向上や生産規模拡大が図られ、その効果は将来に及ぶものである。</p>	
	<p><b>農業用施設助成事業</b> (農業用資材・ハウス資材費助成)</p> <p>(事業内容) 耕作放棄地解消事業と併せて農地の有効活用を図る中で農業用資材経費の軽減を行い、生産意欲と所得の向上を図るために助成する。</p> <p>(必要性) 管理に関わる資材経費とハウス施設導入の初期投資は農家の費用負担が多大である。</p> <p>(事業効果) 農業用資材・ハウス資材を助成することで露地野菜やハウス栽培の生産規模拡大と耕作放棄地の解消が図られ、資材費用負担の軽減、所得の向上の効果は将来に及ぶものである。</p>	村
	<p><b>認定農業者支援助成事業</b> (認定農業者支援)</p> <p>(事業内容) 今後の農業を担う認定農業者となるものに対し農業機械等の助成をする。</p> <p>(必要性) 認定農業者として安定した生産に向けた育成までの経費負担が大きい。</p> <p>(事業効果) 助成することで、リーダー的役割を担い、地域の見本となる農業経営が図られ、農業振興の効果は将来に及ぶものである。</p>	村
	<p><b>林業振興助成金</b> (特用林産物助成金・特用林産物機械購入助成金)</p> <p>(事業内容) 原木シイタケ種駒やシキミ等の苗木、森林肥料の助成と、</p>	村

	<p>特用林産物に係る機械購入費助成を行う。</p> <p>(必要性) 奄美大島内でも減少傾向にある林業者の規模拡大が必要で有り、それに係るシイタケ原木・苗木等の確保や施設整備への経費負担が大きい。</p> <p>(事業効果) シイタケの中央青果への出荷、物産館への販売、加工品化等により、生産性の向上となるなど、林業の活性に寄与し、その効果が将来に及ぶものである。</p>	
かごしまの特用林産物産地づくり事業	<p>(事業内容) 特用林産物の生産振興を図るため、生産基盤等の整備、消費拡大の取組を推進する。</p> <p>(必要性) 林業者の生産基盤経費に係る負担が大きい。</p> <p>(事業効果) 特用林産物の生産性の向上が図られることで、林業の活性化に繋がるなどその効果は将来に及ぶものである。</p>	村
水産振興助成金 (漁船燃費助成金・漁具購入助成金・水揚出荷助成金)	<p>(事業内容) 燃料助成、漁具購入助成、水揚出荷助成を行い、水産業者の漁獲量増への意欲向上に繋げ、本村の水産振興を図る。</p> <p>(必要性) 高齢化により、減少している、漁業者の意欲向上及び新規漁業者の確保にむけても必要である。</p> <p>(事業効果) 総水揚は増加傾向にある。新規漁業者も数人増えており、本村の水産振興に繋がりその効果は将来に及ぶものである。</p>	村
奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業 (海上・航空輸送費助成)	<p>(事業内容) 農林水産物等の生産・出荷に係る輸送費を補助する</p> <p>(必要性) 本土における陸上輸送費に加</p>	村

	<p>えて海上輸送費が必要となり、本土よりも輸送費の負担が大きい（事業効果）輸送費を補助することで、費用の負担軽減が図られ、農林水産物等の生産・出荷拡大に繋がり、その効果は将来に及ぶものである。</p>		
商工業・6次産業化	<p><b>農業次世代人材投資事業 (青年就農者支援)</b></p> <p>（事業内容）次世代を担う農業者となることを志向するものに対し、資金を交付する</p> <p>（必要性）就農開始直後の新規就農者において、安定した生産量の確保に達するまでの経費負担が大きい</p> <p>（事業効果）資金を交付することで、就農直後の経営安定と就農意欲の喚起が図られ、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>起業創業ステップアップ助成事業 (助成金)</b></p> <p>（事業内容）村内で新たに起業創業及び事業し、本村の産業の活性化並びに雇用の創出に寄与するものであると認める者を対象に助成対象経費の1/2、限度額100万円を助成する。</p> <p>（必要性）山林原野が、面積の約91%を占め、製造業等の企業誘致による大規模な雇用の創出を見込むことが困難な本村において、起業創業及び事業拡充を促進し、産業分野の裾野を広げ、新たな雇用を創出する必要がある。</p> <p>（事業効果）事業により、起業創業及既存事業の拡充が促進されることにより、事業者数及び雇用が増加し、地域経済の活性化に好影響があり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>経営持続化助成事業 (助成金)</b></p> <p>（事業内容）村内で新たに起業創業及び事</p>	村	

	<p>業し、本村の産業の活性化並びに雇用の創出に寄与するものであると認める者を対象に助成対象経費の1/2、限度額100万円を助成する。</p> <p>(必要性) 山林原野が、面積の約91%を占め、製造業等の企業誘致による大規模な雇用の創出を見込むことが困難な本村において、起業創業及び事業拡充を促進し、産業分野の裾野を広げ、新たな雇用を創出する必要がある。</p> <p>(事業効果) 事業により、起業創業及既存事業の拡充が促進されることにより、事業者数及び雇用が増加し、地域経済の活性化に好影響があり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	
観光	<p><b>観光機能向上事業</b> (業務委託)</p> <p>(事業内容) 温泉施設・クロウサギ施設・体験協議会が連携し、温泉と体験型観光メニューを有機的に結び付けることによって、既存体験事業の高付加価値化を図る。</p> <p>(必要性) 村内の観光誘客施設と観光関連事業者と行政が官民連携で、体験型観光の推進を図ることで、滞在時間の増加に伴う観光外貨獲や交流人口の拡大を図り、本村の潜在的に持つ地域資源の情報発信を強化する必要がある。</p> <p>(事業効果) 大和村の観光人口、交流人口の増加は、観光外貨獲得機会の更なる創出に繋がり、周辺の商工観光業への好影響をもたらし、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村
	<p><b>指定管理委託料</b> (奄美フォレストポリス管理委託料)</p> <p>(事業内容) 奄美フォレストポリスの運営管理を官民一体となって効果的かつ効率的に行うことで、コス</p>	村

	<p>トパフォーマンス向上を図る。</p> <p>(必要性) 世界遺産登録の決定した奄美の中でも重点地区となる奄美フオレストポリスの管理運営において、大和村の魅力を効果的かつ効率的に発信するためには民間のアイデア、実行性は必要である。</p> <p>(事業効果) 大和村の観光人口、交流人口の増加、周辺の商工観光業への好影響があり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	
企業誘致	<p><b>企業誘致助成事業</b> (施設設置助成事業)</p> <p>(事業内容) 大和村企業誘致立地等促進醸条例に基づき、対象となる企業に対し、限度額2,000万円を助成する。</p> <p>(必要性) 助成措置及び便利供与を講ずることにより、企業の育成及び誘致を促進し、もって本村の産業の振興と雇用の増大を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 企業誘致が促進されることで、新たな雇用が創出されることで、地域経済活性化に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	<p>DX 推進事業</p> <p>(事業内容) DX化を推進するために必要となる人材育成及び電子申請システムの導入を図り、電子自治体の構築に取り組む。</p> <p>(必要性) 本村が抱える様々な課題（人口減少対策・少子高齢化・地域経済の縮小・災害対応等）可決にスピード感を持ち、効率的に取り組むため、生成AI等伸長著しいデジタル技術の活用推進（DX化）に取り組む必要がある。</p> <p>(事業効果) 電子自治体（DX化）の構築に必要となる電子申請システムの導入や総合的に対応が出来る知識やスキルを有する人材の育成が推進されることは、地域情報化・村民が情報通信技術を利用出来るの社会の構築に繋がり、その効果は将来にわたるものである。</p>	村	

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>路線バス対策事業 (運行委託・運行補助)</p> <p>(事業内容) 民間バス事業者の撤退による公共交通空白地帯解消を図る。</p> <p>(必要性) 通学・通勤・通院に利用する交通弱者の日常的な公共交通の提供が必要である。</p> <p>(事業効果) 交通弱者の安心安全な生活環境の確保が図られ、これは将来にわたって必要であり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
		<p>コミュニティバス運行事業 (運行実施)</p> <p>(事業内容) 民間バス運行時と比較し、運行本数が減少した代替バスを補完し、公共交通空白時間帯解消を図る。</p> <p>(必要性) 公共交通空白時間帯を解消し、交通弱者の日常的な生活利便性の提供が必要である。</p> <p>(事業効果) 交通弱者の安心安全な生活環境の確保が図られ、これは将来にわたって必要であり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(8)過疎地域持 続的発展特別 事業  児童福祉	<p>こども医療費助成事業 (小・中学生、高校生の医療費無 償化)</p> <p>(事業内容) 保険診療にかかる自己負担分 に対し助成する。</p> <p>(必要性) 子どもの疾病的早期発見と早 期治療を促進し、もって子ども の健康の保持増進を図るために 子どもに係る医療費の助成を行 う必要がある</p> <p>(事業効果) 親の経済能力によることなく 医療機関にかかることができ子 どもの疾病的早期発見と早期治 療を促進し、子育てしやすい環 境として、その効果は将来に及 ぶものである。</p>	村	
	学童保育助成事業  (助成金)	<p>学童保育助成事業 (助成金)</p> <p>(事業内容) 放課後児童クラブの運営にか かる人件費相当額を助成する。</p> <p>(必要性) 共働き世帯や核家族の増加等、 社会的な流れを受け、保護者等 が安心して労働等を継続するた めの環境を整えることが施設の 継続運営のためにも必要である</p> <p>(事業効果) 児童が安心安全で健全な育成 を図る場があることで、その保 護者等が継続して労働等を続け られ、子育てしやすい環境とな り、その効果は、将来に及ぶも のである。</p>	村	
	出産祝金支給事業  (祝金)	<p>出産祝金支給事業 (祝金)</p> <p>(事業内容) 出産に対し祝金を支給する。 第1子：20万円、第2子：30 万円、第3子以降：50万円</p> <p>(必要性) 若者の流出、出生率の低下等 により地域社会の諸機能の弱体 化など活力が減退しつつあるこ とを考慮し、定住の促進も併せ</p>	村	

	<p>て図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 出産後にかかる経済支援により転入者増加も期待でき、その効果は将来に及ぶものである。</p>		
高齢者・障害者福祉	<p><b>育成・育児助成事業 (助成金)</b></p> <p>(事業内容) 満6歳までの子供を養育している者に対し、一人あたり月額5,000円を助成する。また、小学生・中学生を養育している者に年額（小学生 35,000 円・中学生 50,000 円）を支給する。</p> <p>(必要性) 若者の流出、出生率の低下等により地域社会の諸機能の弱体化など活力が減退しつつあることを考慮し子育て世代の経済的負担を軽減する必要がある。</p> <p>(事業効果) 経済的支援により安心できる子育て環境につながり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>敬老年金支給事業 (祝金)</b></p> <p>(事業内容) 75 歳以上を対象に年齢に応じた年金（祝金）を支給する。</p> <p>(必要性) 老後に豊かな生活を送るために、また、人とのつながりを保てるようにするために生活基盤をサポートする必要がある。</p> <p>(事業効果) 日常生活において一助になり、心身共に健康で豊かな生活を送ることができ、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>在宅介護手当助成事業 (手当助成)</b></p> <p>(事業内容) 在宅要介護者を介護している者に対し手当を支給する。</p> <p>(必要性) 介護人は昼夜問わず要介護者の世話を追われ体力的、精神的にも疲弊している。少なからずその負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 介護に要する自己費用の支出負担に貢献でき、在宅で介護することによる在宅福祉につなが</p>	村	

	<p>り、その効果は将来に及ぶものである。</p>		
	<p><b>介護用品支給事業 (介護用品一部助成)</b></p> <p>(事業内容) 要介護度1~5の介護認定を受けている方で、在宅で生活している者を対象に支給する。</p> <p>(必要性) 介護人は昼夜問わず要介護者の世話を追われ体力的、精神的にも疲弊している。少なからずその負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 介護に要する自己費用の支出負担に貢献でき、在宅で介護することによる在宅福祉につながり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村	
	<p><b>障害者行き場づくり助成事業 (障害者のものづくり支援)</b></p> <p>(事業内容) 障害者等が活動するための居場所づくりのための活動費用を助成する。</p> <p>(必要性) 障害者が生きがいを感じて生活するために、活動する場所を提供する必要がある。</p> <p>(事業効果) 支援者が一緒に活動し利用者の状態を把握することができ、状態に変化があれば早期に対応することのできる安全・安心に活動のできる場であり、その効果は将来にわたるものである。</p>	村	
健康づくり	<p><b>介護予防生活支援事業 (高齢者の介護予防支援)</b></p> <p>(事業内容) 元気な高齢者が介護保険のディサービスと同等のサービスを受けるための支援を実施する。</p> <p>(必要性) 介護保険の有無に関係なく高齢者の交流の場を提供することにより、いつでも元気に日常生活を送ることができるよう支援する必要がある。</p> <p>(事業効果) 他者との交流の場があることで、楽しみや生きがいを感じ日々を過ごすことができ、介護</p>	村	

		保険以外のサービスを利用することで、介護保険の適正利用を促し、その効果は将来にわたるものである。	
--	--	--	--

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	温泉施設利用助成金 (助成金)  (事業内容) 村内の温泉施設を利用する者に対し、1人当たり年間最大24回、1回の利用者負担が500円となる額を助成する。  (必要性) 温泉施設利用を促進することで、入浴という普段の日常生活から、健康意識を醸成し、予防医療の観点から健康被害を抑制する必要がある。  (事業効果) 日常的な生活行動から、無理なく健康意識が醸成され、誰もが健康で幸せに年齢を重ねることが出来る「幸齡社会」の形成に繋がり、その効果は将来に及ぶものである。	村	

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p>スクールバスの運行事業 (リース料・運営経費)</p> <p>(事業内容) 遠距離通学を行っている生徒のためにスクールバスを運行する。</p> <p>(必要性) 遠距離通学を行っている生徒の安心安全な通学を確保する必要がある。</p> <p>(事業効果) スクールバスを運行させることで、生徒の安心安全な通学が図られ、その効果は将来にわたるものである。</p>	村	
	中学校体育連盟補助 (補助金)	<p>(事業内容) 部活動の充実を図るため、中学校体育連盟に補助を行う。</p> <p>(必要性) 生徒の体力の向上を図るために、部活動の充実を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 生徒の健やかな体づくりのため、部活動の充実が図られ、体力の向上につながっており、その効果は将来にわたるものである。</p>	村	
	高校生通学バス助成事業 (助成金)	<p>(事業内容) 村外の高校へ通学する高校生に通学費を助成する。</p> <p>(必要性) 村内に高校は無く、奄美市内にある高校に通学せざるを得ない状況にあり、負担が大きい。</p> <p>(事業効果) 交通費を助成することで、費用の負担軽減が図られ、高校生が村内に居住することで、地域の活性化が図られており、その効果は将来にわたるものである。</p>	村	
	島内専門学校通学費助成事業 (助成金)	<p>(事業内容) 島内の専門学校に通学している者に通学費を助成する。</p> <p>(必要性) 本村から島内の専門学校に通</p>	村	

	<p>学するには、バスの利便性が悪いため、自家用車で通学する必要があり、燃料費や車両購入費など経済的負担が多大である。</p> <p>(事業効果) 通学費の助成を行うことで、経済的負担の軽減が図られ、また専門学校生が村内に居住することにより、地域の活性化が図られ、その効果は将来にわたるものである。</p>	
オンライン学習塾運営委託 (業務委託)	<p>(事業内容) 中学生を対象にICTを活用した学習塾を開講</p> <p>(必要性) 村内には学習塾が無く近隣自治体に通塾するには経済的・時間的負担が大きい。</p> <p>(事業効果) 学習塾を開校することで、生徒の学力向上が図れるほか、保護者の負担軽減も図られ、子育て環境の充実に寄与し、定住施策としても効果が期待でき、その効果は将来に及ぶものである。</p>	村
国際交流事業 (生徒海外派遣)	<p>(事業内容) 大和村の中學2年生および3年生を対象とし、隔年で実施。地元で行う事前研修、海外渡航する本研修、帰国後の事後研修を行う。</p> <p>事前研修では、英会話、渡航先の歴史文化などを学ぶことに加え、自らの郷土文化についても学ぶ。</p> <p>(必要性) これからの大和村の特性を活かした産業振興には国際社会を意識した取り組みが求められるが、受け入れ態勢が万全とは言えない状況が続いている。この状況を解消するために語学力および国際感覚を備える、国内外を対象に幅広いビジネスシーンで活躍できるグローバル</p>	村

な人材を育成することが必要である。

そのためには、児童生徒を中心若年世代から中長期的な視野で取り組む必要がある。

(事業効果) 中学生を対象とすることで、その後の学習意欲の向上、進路選択における幅が広がることや、研修や交流を通じて自主性やコミュニケーション能力の向上が図られ、青少年の育成において多種多様な効果が期待できることから、奄美群島の振興を担う人材育成につながり、その効果は将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業 集落整備	<b>住宅改修助成金</b> <b>(助成金)</b> (事業内容) 居住に供する住宅を改修する者に対し、上限50万円を助成する。 (必要性) 居住環境の改善を促進することで、人口減少に歯止めを掛け、定住人口の増加を図る。 (事業効果) 居住する住環境が改善されることや空き家を改修した賃貸物件が確保されることで、定住促進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。	村	
		<b>新築住宅助成金</b> <b>(助成金)</b> (事業内容) 床面積50m <sup>2</sup> 以上の住宅新築に対し、100万円を助成する。 (必要性) 固定資産を持つことにより定住化に強い意義を持たせることで人口流動の安定化を図る。 (事業効果) 固定資産という財産を所有しているということを理由とした定住促進が図られており、その効果は、将来にわたるものである。	村	
		<b>廃屋解体助成金</b> <b>(助成金)</b> (事業内容) 廃屋を取り壊そうとする者に対し、上限50万円を助成する。 (必要性) 防災及び防犯、衛生上の観点から、集落内に存在する廃屋の解体を促進する必要がある。 (事業効果) 廃屋解体が促進されることで、集落内の防災及び防犯、衛生面が改善され、安心安全な住生活環境の提供が図られ、その効果は将来に及ぶものである。	村	

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
1 2 その他地 域の持続的 発展に関し 必要な事項	(1)過疎地域持 続的発展特別 事業	<p>ひらとみ祭り助成事業 (助成金)</p> <p>(事業内容) 村連合青年団が主催するひらとみ祭り開催に伴う運営費の助成を行う。</p> <p>(必要性) ひらとみ祭りは、青年世代が集いイベントを通じた地域活性化を目的としている。これまで第28回継続し行われてきた祭り（昨年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止）であり、身近に様々なイベントに触れることのできない高齢者をはじめ村民の活力の一つとなっている。</p> <p>(事業効果) 地域住民が祭りの各種イベントに参加することで、地域のまとまり、村興しを行う機運が醸成され、各集落単位での地域興しへの裾野拡大が図られ、地域活性化に繋がるものであり、その効果は将来にわたるものである。</p>	村	
	高等教育機関等連携事業 (アマミノクロウサギロードキル・農業被害防除対策等調査研究)	<p>(事業内容) ロードキル・農業被害防除対策を図るため、野生におけるクロウサギの習性や行動特徴等の調査研究を行う。</p> <p>(必要性) アマミノクロウサギは、個体数が回復傾向にあるが、それに比例し、交通事故等によるロードキルの問題が深刻化している。</p> <p>また、一方では、クロウサギの食害による農業被害が増加傾向にある。</p> <p>クロウサギの野生における生態研究を行うことで、被害防除の効果的な対策が可能となる。</p>	村	

(事業効果) これまで、ロードキル対策・農業被害防除に関する本格的な調査研究が行われていなかったが、本事業を実施することで、世界自然遺産登録地域として、自然と人が共生する社会の構築に繋がり、その効果は将来にわたるものである。